

第4期 津奈木町障がい者プラン

第6期 津奈木町障がい福祉計画

第2期 津奈木町障がい児福祉計画



令和3年3月

津 奈 木 町

「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「公害」「被害」等マイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「人権尊重の観点からも好ましくない」などの意見があります。

町では少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

目

次

I. 計画策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の位置づけ 2
- 3. 計画の期間 2
- 4. 計画の策定体制 3

II. 障がい者福祉の現状

- 1. 障がい者人口の構造について 4
- 2. 障がい者福祉の現状
 - 身体障がい者の状況 5
 - 知的障がい者の状況 6
 - 精神障がい者の状況 6

III. 第4期津奈木町障がい者プラン

7

第1章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念 8
- 2. 基本目標 8
- 3. 施策の体系について 10

第2章 具体的な施策の推進

- 1. 広報・啓発 11
- 2. 生活支援 13
- 3. 保育・教育の充実 16
- 4. 保健・医療サービスの充実 18
- 5. 就職・雇用の促進 21
- 6. 生活環境の整備 22
- 7. 防犯・防災・交通対策 23
- 8. 行政サービス等における配慮 24

IV. 第5期津奈木町障がい福祉計画・第1期津奈木町障がい児福祉計画

25

V. 資料

55

I. 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成29年3月に「第4期津奈木町障がい者プラン（平成30年度～令和5年度）」「第4期津奈木町障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）」「第1期津奈木町障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」を策定し、障がいのある人もない人も、すべての方が地域で生き生きと自立した生活が送れるよう、共に支えあう地域福祉の実現をめざし、施策の推進に取り組んできました。

近年、我が国における障がい者を取り巻く状況は、社会経済情勢の変化を背景に大きな変化をみせています。

平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、これまで身体・知的・精神などの障がい種別ごとに対応してきた障がい福祉サービスが「市町村を中心に、年齢、障がい種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障がい者福祉を実現する」という利用者本位のサービス体系へと大きく変わり、さらに、平成25年には、障害者自立支援法が改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行され、障がい者の定義への難病等の追加や重度訪問介護の対象者の拡大など、障がいの特性に応じた適切な支援を行うことができるよう、現状に即したサービス体系の構築や法律の整備が行われています。

また、平成23年に「障害者基本法」が改正され、これにより、日常生活または社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会のあり方によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

平成24年10月には障がい者に対する差別的取り扱いを禁止する「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行、平成28年4月には公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、障がい者福祉に関する関係諸法令の整備も進められました。

このように、障がい者を取りまく環境が大きく変化するなか、障がい者が自らの意思により地域で自立した生活を送ることができる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

今回、「第5期津奈木町障がい福祉計画」及び「第1期津奈木町障がい児福祉計画」について、令和3年3月に計画期間が終了することから、国の制度改正や県の動向などの社会情勢の変化やアンケート調査結果等を踏まえ、さらなる障がい者福祉の施策推進のため、「第6期津奈木町障がい者福祉計画」及び「第2期津奈木町障がい児者福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画（プラン）」と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「障がい者計画（プラン）」が本町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取組を示す基本計画であるのに対して、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は障害福祉サービス等の見込量や数値目標など提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

上位計画である「津奈木町振興計画」や、「津奈木町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の関連分野の計画等との整合・調整を図りながら計画を推進していきます。

3. 計画の期間

本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者プラン」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図っています。

「第4期障がい者プラン」の計画期間は平成30年度～令和5年度の6年間となることから、国の制度改正や県の動向などの社会情勢の変化やアンケート調査結果等を踏まえ、今回一部内容を見直しています。

また、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の計画期間は国の定める基本指針により計画期間が3年間で定められていることから、令和3年度～令和5年度の3年間とします。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障がい者 プラン	第4期(H30～R5 年度)						第5期(R6～12 年度)		
障がい福祉 計画	第5期			第6期			第7期		
障がい児 福祉計画	第1期			第2期			第3期		

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者等の現在の生活状況や今後の生活についての意見、サービスの利用意向・福祉に関する意識、障がい者を取り巻く環境やその他の事情等を把握し、意見を計画に反映させるためのアンケート調査や委託相談支援事業所等へのヒヤリングを実施しました。

(1) 福祉に関するアンケート調査

障がい者等の心身の状況や、その置かれている環境その他の事情など、障がい者等の実態を把握したうえで、これらの事情を勘案し、障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画に反映させることを目的に実施しました。

【障害福祉に関するアンケート】

① 対象者

令和2年12月1日現在、障害福祉サービスを利用している町民52名

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 調査期間

令和2年12月18日～令和3年1月20日

④ 有効回収数

44件（有効回収率 $44 / 52 = 84.6\%$ ）

【子どもの発達・発育に関するアンケート】

⑤ 対象者

令和2年12月1日現在、児童発達支援等を利用している児童・生徒の保護者19名

⑥ 調査方法

郵送による配布・回収

⑦ 調査期間

令和2年12月18日～令和3年1月20日

⑧ 有効回収数

16件（有効回収率 $16 / 19 = 84.2\%$ ）

Ⅱ．障がい者福祉の現状

1．障がい者人口の構造について

令和2年3月31日現在の津奈木町の総人口は4,488人、その内65歳以上の高齢者は1,888人で高齢化率は42.1％となっています。総人口は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者は増加傾向にあり、高齢化が進んでいます。

障がい者は、三障がい合わせて450人で総人口の約10％を占めています。また、三障がい者の年齢割合をみると、65歳以上の高齢者は三障がい合わせて299人で全体の約66％を占めており、3人に2人が高齢者となっています。障がい者の減少に伴い65歳以上の高齢者も減少傾向にありますが、障害者の高齢化率が高水準であることがうかがえます。

総人口に対する障がい毎の割合をみると、身体障がい者が7.5％、知的障がい者が1.5％、精神障がい者が1.0％となります。

三障がい全体の割合をみると、身体障がい者が76％、知的障がい者が15％、精神障がい者が9％となっています。

【総人口と三障がい手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
総人口	4,814	4,743	4,647	4,578	4,488
65 歳以上	1,822	1,842	1,858	1,880	1,888
高齢化率（％）	37.8	38.8	40.0	41.1	42.1
各種手帳所持者数合計	497	482	469	467	450
身体障害者手帳	392	380	368	362	340
療育手帳	64	61	61	63	66
精神障害者保健福祉手帳	41	41	40	42	44
手帳所持者のうち 65 歳以上 （再掲）	337	330	318	316	299
手帳所持者に占める 65 歳以上 の割合（％）	67.8	68.5	67.8	67.7	66.4
町の総人口に占める障害者手帳交 付者の割合（％）	10.3	10.2	10.1	10.2	10.0

人口資料：住民課住民班（各年度3月31日現在）

手帳所持者数資料：ほけん福祉課福祉班（各年度3月31日現在）

2. 障がい者福祉の現状

(1) 身体障がい者の状況

本町の身体障害者手帳所持者で、1・2級の手帳所持者は、全体の約42%を占めています。

障がい種別ごとにみると、肢体障がい（上肢、下肢等）が最も多く全体の約53%を占め、次いで内部障がい（心臓、腸、腎臓、呼吸器）が約24%を占めています。

また、人口の減少に伴い手帳所持者数も減少傾向にあり、手帳所持者に占める65歳以上の割合も近年ではほぼ横ばいではありますが、今後、高齢に伴う心身機能の低下等により、障がいの重度化や新たな障がいが発生するケース等の増加が予想されます。今後は高齢福祉、介護保険部局との連携がさらに求められています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
合 計		392	380	368	362	340
年代別	18 歳未満	1	1	1	1	1
	18 歳～64 歳	76	71	71	67	55
	65 歳以上	315	308	296	294	274
	65 歳以上の割合 (%)	80.4	81.1	80.4	81.2	80.6
障がい 程度別	1 級	113	113	111	111	108
	2 級	50	46	42	40	36
	3 級	58	55	55	53	50
	4 級	106	104	101	101	93
	5 級	18	17	16	17	14
	6 級	47	45	43	40	39
障がい 種別	視覚障がい	30	29	28	27	26
	聴覚・平衡機能障がい	66	60	58	55	51
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	0	0	1	1	1
	肢体不自由	215	207	199	192	179
	内部障がい	81	84	82	87	83

資料：ほけん福祉課福祉班（各年度3月31日現在）

(2) 知的障がい者の状況

知的障がい者（療育手帳所持者）数は、概ね横ばいで推移しています。

また、知的障がい者の定義が、「知的機能の障がいが発達期（おおむね１８歳まで）に、現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」であるため、若年層に多くみられ、高齢者は数名にとどまっています。

障がい程度別に見てみると、ほぼ横ばいで推移していますが、「Ａ２」が微増していることがうかがえます。

【津奈木町療育手帳所持者数】

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
合 計		64	61	61	63	66
年代別	18 歳未満	9	9	8	10	13
	18 歳～64 歳	47	44	45	44	43
	65 歳以上	8	8	8	9	10
障がい 程度別	A 1（最重度）	13	11	11	11	11
	A 2（重度）	12	12	12	14	17
	B 1（中度）	15	17	20	18	18
	B 2（軽度）	24	21	18	20	20

資料：ほけん福祉課福祉班（各年度３月３１日現在）

(3) 精神障がい者の状況

総人口が減少傾向にある中で、精神障害者保健手帳所持者は、近年微増しています。手帳所持者数をみてみると、１級と３級の増加が見られます。

本町では、家族間の結束を密にして、精神障がい者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に、津奈木町精神障害者家族会（ひまわり）が平成１８年３月１日に発足しました。本家族会では定期的に会合が設けられ、家族や当事者の情報交換の場として、また家族の心労が癒される和みの場として、運営されています。

【精神障害者保健手帳所持者】

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
合 計		41	41	40	42	44
年代別	18 歳未満	0	0	0	0	0
	18 歳～64 歳	27	27	26	27	27
	65 歳以上	14	14	14	13	15
障がい 程度別	１ 級	10	9	9	10	11
	２ 級	27	27	27	27	27
	３ 級	4	5	4	5	6

資料：ほけん福祉課福祉班（各年度３月３１日現在）

Ⅲ. 第4期 津奈木町障がい者プラン

第1章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、本町のまちづくりのメインテーマである「住みたくなる町づくり」の実現のため、障がいのある人もない人も、すべての方が地域で生き生きと自立した生活が送れるよう、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支えあう地域福祉の推進をめざし、この計画の基本理念を『地域でいきいきと暮らせるよう 共に支えあうまちづくり』とします。

障がい者はもとより、その家族をはじめ、地域住民の方や関係機関等と協働・連携して障がい者が地域で生活する上でのさまざまな課題解決に取り組み、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、各種施策の推進を図ります。

地域でいきいきと暮らせるよう 共に支えあうまちづくり

2. 基本目標

本町ではこれまで、「地域でともに生活するために」、「生きがいのもてる社会参加と自立の促進に向けて」、「バリアフリーの促進に向けて」、「生活の質の向上に向けて」、「安全・安心な暮らしの確保に向けて」の5つを障がい者施策の基本的目標とし、障がい者（児）が地域の一員として喜びと生きがいに満ちた自立的な暮らしができる、共に支えあうまちを目指し、各施策を推進してきました。

本計画では、施策の基本的目標を継続して施策の更なる推進を図ります。

（1）地域で共に安心した生活するために

障害福祉サービスの充実を図り、障がい者が住み慣れた地域で安心して在宅の生活ができるよう、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の理念を基に福祉向上をめざします。

【ノーマライゼーション】

高齢者や障がい等のある方たちが、普通の生活を送れることができるとともに、差別されない社会をつくる基本理念。

【ソーシャルインクルージョン】

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の一員として包み支え合うという理念

(2) 生きがいのもてる社会参加と自立の促進に向けて

三障がい（身体、知的、精神）者等の社会的自立に向けた施策整備を推進し、福祉、教育、雇用等の分野において障がい者の適性と能力が活かせる環境をめざします。

(3) バリアフリーの促進に向けて

三障がい者等に対する理解を深める啓発活動や、福祉教育の普及に努めます。

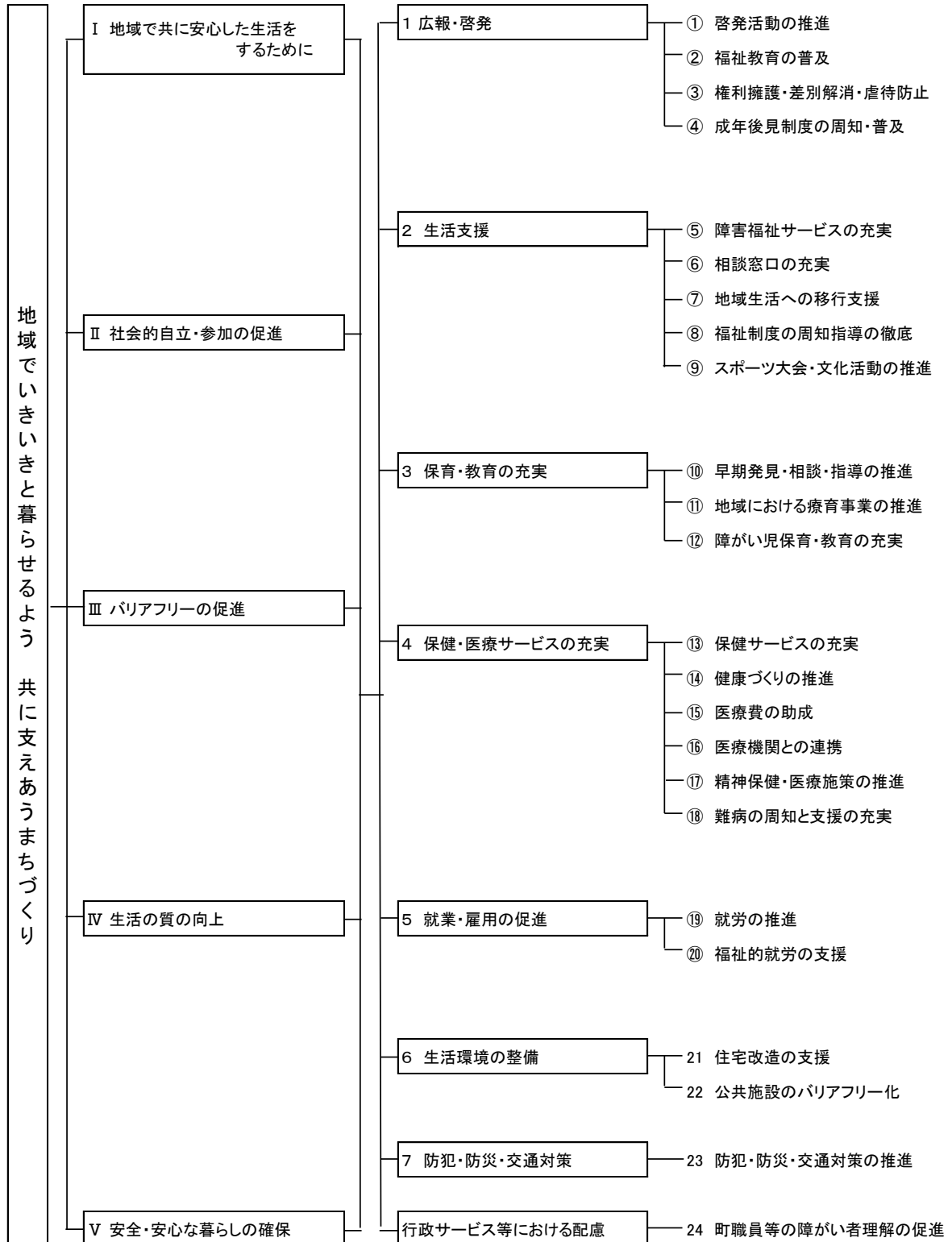
(4) 生活の質の向上に向けて

文化、スポーツ、レクリエーション等へ参加しやすい事業等の充実に努め、環境整備の促進を図り、活力と生き甲斐をもてる日常生活の向上に努めます。また、障がい者相談支援体制を充実させ、広報活動等を通じて障害福祉サービスや地域支援事業の各事業の普及に努め幅広く周知を図ります。

(5) 安全・安心な暮らしの確保に向けて

災害や防犯等において、地域防災ネットワークの充実に努めるとともに、住環境整備の支援等を行います。

3. 施策の体系について



第2章 具体的な施策の推進

1. 広報・啓発

① 啓発活動の推進

障がいについては、障がい者、障がい者の家族はもとより、その他すべての町民が正しく理解していくことが大切です。

三障がいや難病等、障がいの特性についての正しい理解を深めるため、広報誌等を活用しながら様々な機会をとらえ啓発活動を推進し、多くの人が障がいを持った人の生活等を考える機会を設け、障がいへの正しい理解と認識を深め、障がい者の立場に立った意識づくりを推進します。

また、身体障害者互助会等関係団体などにも協力を仰ぎながら、交流の場を作るよう努めます。

② 福祉教育の普及

障がいや障がい者に対する理解を深める心を育てるためには、早い時期から障がいのある人と関わりを持つことが重要な要素となることから、障がい児教育等を積極的に推進します。

学校教育においては、全ての教育の中で差別意識をなくすための人権教育やボランティア活動の指導を行います。

また、障がい児が自宅から通学し、障がいに応じた環境の中で教育が受けられるよう環境整備を行い、すべての児童と一緒に学校生活を送る事により、お互いが自然なかたちで理解し合う気持ちが育ち、助け合う精神が生まれるような環境づくりに努めます。

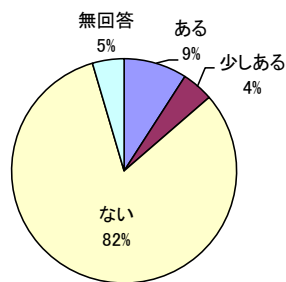
③ 権利擁護・差別解消・虐待防止

「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」は、障がい者が地域で安心して日常生活を営むための方向性を示しています。これらの法を踏まえた差別の解消及び、虐待の防止並びに成年後見制度の利用促進などの取組みを進めることが重要です。

こうした差別の解消や虐待の防止などを実効性のあるものとするために、広報・啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実、権利擁護のための体制などの人権・権利等を擁護するための仕組みの整備に努めます。

また、アンケート調査の結果では、障がいのある人へ障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかという設問において、「少しだけある」、「ある」と回答した人の割合は13%と、約10人に1人がまだ差別や嫌な思いをする(した)という状況にあり、今後も継続して取組みを推進していく必要があります。

問28 あなたは、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)



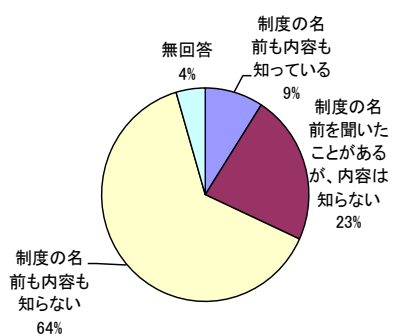
回答項目	回答数
ある	4
少しある	2
ない	36
無回答	2

④ 成年後見制度の周知・普及

成年後見制度について、知的障がい者・精神障がい者等の判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会等関係機関と連携しながら、周知・普及を行っていますが、アンケート調査の結果では、成年後見制度について「制度の名前も内容も知らない」と回答した人の割合は64%と一番多かったため、より一層の成年後見制度の周知・普及を図ります。

問30 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

※成年後見制度とは、財産管理や契約をする際、判断するのが困難な人を保護し支援する制度です。



回答項目	回答数
制度の名前も内容も知っている	4
制度の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	10
制度の名前も内容も知らない	28
無回答	2

2. 生活支援

障がい者が、地域で自立した生活を送るためには、それぞれの障がいに応じた福祉サービスの提供とともに、その家族の協力と地域住民の協力・理解が不可欠であり、身体的支援だけでなく、精神面の相談支援も重要となります。

また、本町には障がい者施設や障がい者の就労の場、交流の場がないため、そうした施設のある近隣市町と連携を取りながら障害福祉サービスの推進を図る必要があります。

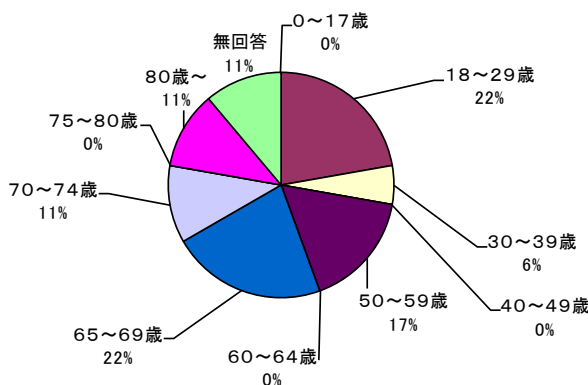
⑤ 障害福祉サービスの充実

障がい者が自らの人生や生き方を選び、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう障害福祉サービスの充実を図ります。

また、障がい者の高齢化に伴い介護者も高齢化しており、介護者の負担軽減を図りながら、福祉担当部門だけでなく老人福祉担当部門や介護保険部門及び地域包括支援センター等と連携しながら、在宅サービスの充実に努めます。障がい者の施設サービスにおいては、施設の情報等の提供を行い、相談支援を進めながら、障がい者が希望する施設の設置市町村と連携を取り施設入所等を支援します。

問6 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

① 年齢(令和2年12月1日現在)



回答項目	回答数
0～17歳	0
18～29歳	4
30～39歳	1
40～49歳	0
50～59歳	3
60～64歳	0
65～69歳	4
70～74歳	2
75～80歳	0
80歳～	2
無回答	2

⑥ 相談窓口の充実

行政窓口や相談支援事業所、相談員等が連携し、地域において相談しやすい環境を整え、障がい者の日常生活の様々な問題や苦情に対応できる総合的な相談窓口となるように努めるとともに、相談支援事業の充実を図ります。

⑦ 地域生活への移行支援

障がい者やその家族の多くは、住み慣れた地域で安心した生活が送れることを希望しています。

そのため、施設入所者や退院可能な精神障がい者等が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行するための支援を行います。障がい者が地域で生活することや仕事を続けることを支援する福祉サービスとして、平成30年度から新たに創設された「自立生活援助」や「就労定着支援」を活用し、障がい者が地域での生活がしやすくなるよう支援の充実を図ります。

しかしながら、津奈木町には社会資源が少ないため、社会資源がある関係市町と連携を密にしながら障がい者が希望する、必要な福祉サービスが受けられる体制づくりを推進し、地域生活支援事業を積極的に行い、地域での生活支援を図ります。

また、行政だけで対応できない部分は、地域との連携を図り支援体制を強化します。

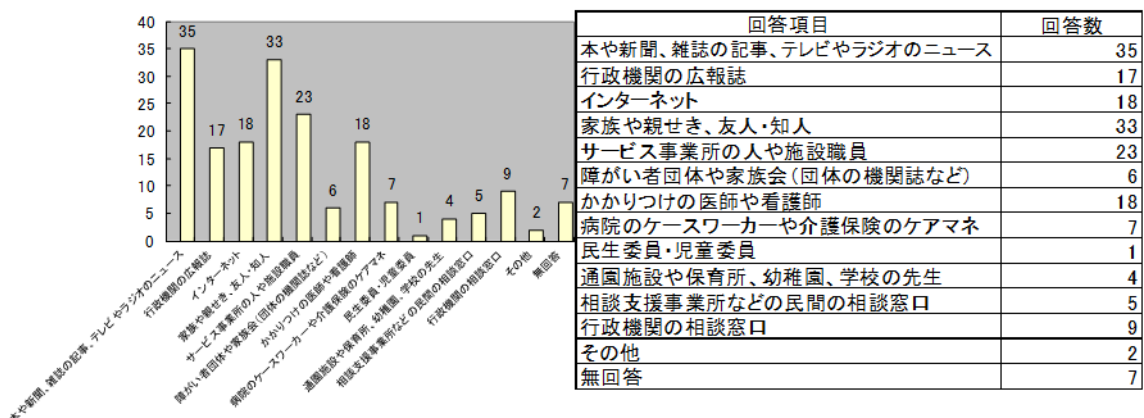
⑧ 福祉制度の周知の徹底

障がい者の福祉制度については、町の広報誌や有線等を活用しながら、障がい者に必要な制度の確保と自立を支援します。

地区の民生委員や身体障害者互助会役員、障がい者相談員など関係機関の協力を得ながら、関係を密にし、障がい者等が自分に合った事業者やサービス内容を適切に選べるよう、情報提供に努めるとともにサービスの質の向上を図ります。

また、障がいの種別により、広報誌等を見ても情報が伝わらない場合もあるため、地区の民生委員や身体障害者互助会、障がい者相談員等関係機関を通じて地域の障がい者へわかりやすい情報を伝えられるよう体制づくりを推進し、制度やサービスの周知に努めます。

問28 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。
(あてはまるものすべてに○)



⑨ スポーツ大会・文化活動の推進

津奈木町では、まだ障がい者同士の交流の場が少なく、スポーツ活動や文化活動をしている人も個人個人での活動のため表に出てきません。

熊本県で実施されるスポーツ大会の周知・引率等の支援を行うなど、スポーツや文化的な優れた能力や技術を持っている人の発表の場を増やすことに努めます。

また、障がい者等がさまざまなスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図るとともに、町が行う各種イベントについても、障がいのある人が参加しやすいものとなるように努め、地域住民との交流を図ります。

<実施大会等>

○福祉スポーツ大会（津奈木町社会福祉協議会主催）

（参加団体）身体障害者互助会・母子会・老人会

民生委員・児童委員協議会・ボランティア

○津奈木町生涯学習

町民参加の学習会

○ふれあい祭り

バザーに参加



ふれあい祭り（バザー参加）

3. 保育・教育の充実

⑩ 早期発見・相談・指導の推進

乳幼児健診等で、発達面に保護者の不安・心配が見られたり、障がいがあると見込まれる場合は、早期に把握して乳幼児発達相談への受診を指導します。

乳幼児発達相談では、臨床心理士及び言語聴覚士による相談・指導があり、必要に応じて専門機関や療育事業等への紹介を行います。

⑪ 地域における療育事業の推進

在宅で生活する心身障がい児（者）とその家族が地域で療育指導を受けたり、気軽に相談ができるよう相談支援事業や地域生活支援センターの充実を図りながら関係機関と連携を取り療育事業の推進に努めます。

また、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもや親が集まる施設等を巡回し相談支援等を行う、巡回支援専門員整備事業を行います。



乳幼児健診

⑫ 障がい児保育・教育の充実

障がいを持った児童が、社会参加に必要な能力を培い、地域で生き生きと自立した生活を送れるようになる事が、障がい児教育の大きな目標です。

そのためには、療育の観点から学校教育はもとより、保育園、幼稚園教育をはじめ、障がい児一人ひとりの状況、成長に応じたさまざまな保育・教育支援が必要となります。

就学前の障がい児童に対する障がい児保育の充実を図るため、保育士の専門的な療育の研修を行い、保育の現場においても障がいに対する理解を深め入所児童への指導を行います。また、教育行政機関との連携を強化しながら、保護者からの就学前の相談等を受け付け、障がいの状況に応じた適正な就学と教育環境整備を推進し、障がい児教育の充実を図ります。

教育現場においては、発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の個に応じた指導を充実させるため、小・中学校に「特別支援教室」を設置しています。今後も、県から示される具体的な特別支援教育の推進施策に基づき、教育委員会や専門機関との連携を図りながら、障がいの有無にかかわらずともに学ぶ機会の充実を推進します。

障がいを持つ生徒の進路指導については、本人が進路を選択できるよう関係機関等の連携を強化し、さらに進学先、就職先の確保についても各方面への関係機関に対して協力を要請します。

4. 保健・医療サービスの充実

⑬ 保健サービスの充実

障がいの発生は、先天性のものや、疾病・労働災害や交通事故等の後遺症によるものがありますが、障がいの発生を未然に防止することは重要な課題です。また、障がいの早期発見、早期治療・療育を推進するため、乳幼児健診や各種健診事業を通して異常があった場合、医療機関・専門機関等への受診や、相談事業等への参加を指導します。

また、障がい者や、その家族に対する医療支援として、様々な相談を受け付ける専門的な相談事業を充実させることにより、地域生活の中での不安解消の手助けとなるよう、行政機関はもとより、専門医療機関や保健所、その他関係機関と連携を取りながら助言、指導を行います。

今回のアンケート結果の中でも、「障がいの重度化や病気の悪化が不安」という回答が多くみられました。リハビリテーション等、近隣市町に頼らなくてはいけない本町の現状から、関係機関との連携を取りながら訪問看護や、訪問リハビリの体制づくりに取り組んでいきます。

<実施事業>

(母子保健対策)

- ・妊産婦や乳幼児の健康管理の指導及び育児支援
- ・育児学級、家庭訪問

(各種健診の実施)

- ・4カ月児健診、6カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳6カ月児健診

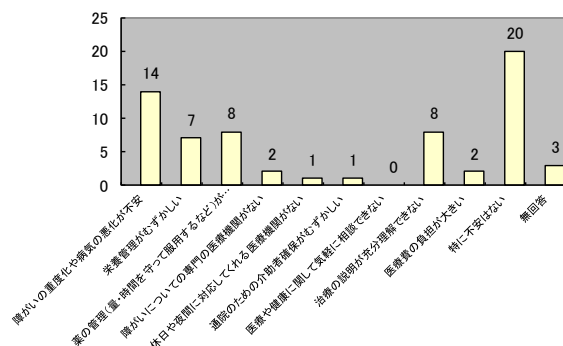
(生活習慣病予防対策)

- ・健康診査・健康相談・保健指導を実施、生活習慣病の予防

(各種相談・指導事業)

- ・相談支援事業（地域生活支援事業）

問13 あなたが、ご自身の健康や医療について、不安や困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
障がいの重度化や病気の悪化が不安	14
栄養管理がむずかしい	7
薬の管理(量・時間を守って服用するなど)がむずかしい	8
障がいについての専門の医療機関がない	2
休日や夜間に対応してくれる医療機関がない	1
通院のための介助者確保がむずかしい	1
医療や健康に関して気軽に相談できない	0
治療の説明が充分理解できない	8
医療費の負担が大きい	2
特に不安はない	20
無回答	3

⑭ 健康づくりの推進

今後、高齢化がさらに進むとともに生活習慣病の発生も増えていくと予想されます。このため、これらの病気を予防していくことが、障がい者を減らしていくためには、必要です。

本町では、『津奈木町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画』の中の地域支援事業における介護予防事業として、健康について意識し、健康づくり、生き甲斐づくりに活かせる方法を見出す機会として健康教育を行い、生活習慣病の早期発見、予防、治療を目指します。

障がい者の高齢化が進んでいるため、地域包括支援センターや関係機関と連携を取りながら、加齢による障がいを予防する生活指導や保健指導を推進します。

<実施事業>

(生活習慣病予防対策)

- ・特定健診の結果を基に、メタボリックシンドローム対策を着目した保健指導の実施。
- ・生活習慣病予防についての広報の実施

(各障がい者の家族会の相談・指導)

- ・各障がい者の家族会に出席し、障がい者本人及びその家族からの相談や、保健指導を行う。



健康づくり推進大会（糖尿病予防講座）

⑮ 医療費の助成

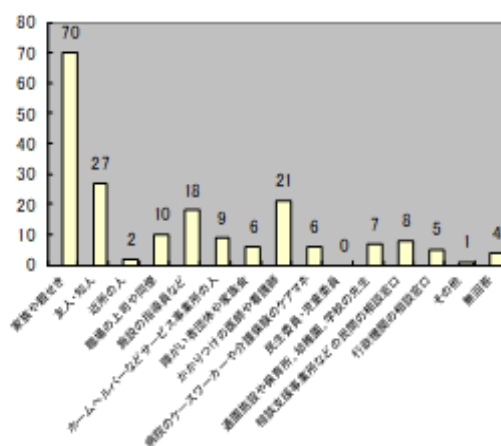
重度の障がい者が、安心して治療を受けられるように、重度心身障医療費助成事業や自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）について制度の周知に努めます。

⑩ 医療機関との連携

障がい者の在宅サービスを図るうえで、障がい者本人及びその家族の希望を聞きながら、専門医療機関と連携を取り相談に応じます。

退院後の在宅支援体制を整えるうえでは、行政機関、医療機関及び相談事業所との連携が不可欠であり常に連絡や情報交換を行いながら各障がいの状況にあわせた在宅等の福祉サービスの提供に努めます。

問27 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
家族や親せき	70
友人・知人	27
近所の人	2
職場の上司や同僚	10
施設の指導員など	18
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	9
障がい者団体や家族会	6
かかりつけの医師や看護師	21
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネ	6
民生委員・児童委員	0
通園施設や保育園、幼稚園、学校の先生	7
相談支援事業所などの民間の相談窓口	8
行政機関の相談窓口	5
その他	1
無回答	4

⑪ 精神保健・医療施策の推進

精神障がいに対する正しい理解を促進するために、広報誌等を通して普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、町民への普及啓発のほか、精神科医療機関と他の医療機関との連携を推進します。

保健所、医療機関、相談支援事業者など関係機関同士の連携を進め、未受診・治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制づくりを進めます。また、ひきこもり状態にある人や家族への支援策のさらなる充実について検討します。

相談支援事業者等による利用者への日常的な関わりや休日・夜間の対応など、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。

⑫ 難病の周知と支援の充実

難病患者については、国や県の動向を注視しつつ実態把握に努め、難病の周知に取り組み、理解促進を図ります。また、県と連携し、難病患者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図り、必要な施策を実施していきます。

5. 就職・雇用の促進

⑲ 就労の推進

障がい者の自立につながるのは経済的自立ですが、障がい者の雇用体制が企業等の間でも整っておらず、就労意欲のある障がい者の働く場の確保が社会的にも浸透していません。

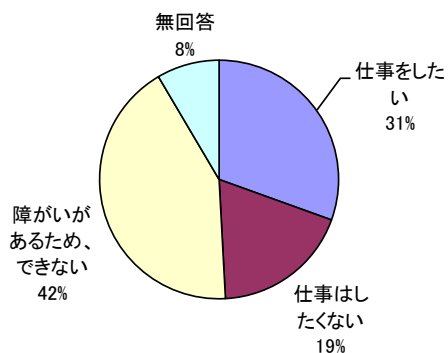
障がい者の就労意欲を高めるためにも、相談支援事業を充実し、障害者就業・生活支援センター「みなよし」や、ハローワーク等の関係機関の協力を得ながら、障がい者の適性と能力に応じた職業情報の提供に努めます。

⑳ 福祉的就労の支援

今回のアンケート結果の中では、今後収入を得る仕事をしたいかという設問に「障がいがあるため、できない」という回答が多くみられました。

障がい者施設や相談支援事業所等と連携して、一般企業での就労が難しい障がい者の特性や適性に応じ、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センター等の福祉的就労の利用促進に努めます。

問26 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)



回答項目	回答数
仕事をしたい	18
仕事はしたくない	11
障がいがあるため、できない	25
無回答	5

6. 生活環境の整備

㉑ 住宅改造の支援

家族や地域での生活を望む多くの障がい者の自立支援とその家族の介護負担の軽減を図るため、段差解消、浴槽、スロープ等の設置における住宅改造等の制度を広報誌、ホームページ等を活用し周知を図ります。

また、重度障がい者の中には高齢者が多く、介護保険対象者も見られます。障がい者制度での対応ができない場合は、高齢者・介護保険担当者等との連絡を密にしながら、障がい者住宅改造事業や住宅改修事業、介護保険制度を活用し、障がいに対応した住宅環境の向上を図ります。

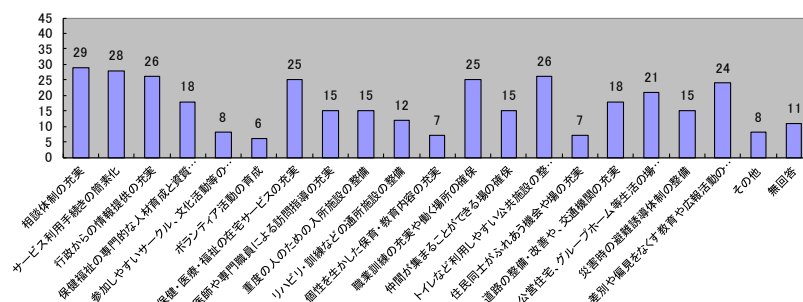
㉒ 公共施設のバリアフリー化

町民の方々が多く利用される公共施設及び災害時等の避難所については、障がい者及び高齢者の立場から利用しやすさ、使いやすさの現状と課題の把握に努め、誰もが利用しやすい構造とし、公営住宅建設の新設等の場合、関係各課と連携のうえ、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー建築を基礎とした住宅整備を行います。

また、アンケート調査によると「暮らしよいまちづくりのために必要なこと」として『トイレなど利用しやすい公共施設の整備やバリアフリーに対応した施設に改善』をあげる方が多いという結果でした。

このことから、障がい者はもとより、高齢者など全ての人が誰でも利用できる施設が求められており、関係課・関係機関等との連携を取りながら整備をしていきます。

問41 あなたは、障がいのある方にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
相談体制の充実	29
サービス利用手続きの簡素化	28
行政からの情報提供の充実	26
保健福祉の専門的な人材育成と資質向上	18
参加しやすいサークル、文化活動等の充実	8
ボランティア活動の育成	6
保健・医療・福祉の在宅サービスの充実	25
医師や専門職員による訪問指導の充実	15
重度の人のための入所施設の整備	15
リハビリ・訓練などの通所施設の整備	12
個性を生かした保育・教育内容の充実	7
職業訓練の充実や働く場所の確保	25
仲間が集まることができる場の確保	15
トイレなど利用しやすい公共施設の整備やバリアフリーに対応した施設に改善	26
住民同士がふれあう機会や場の充実	7
道路の整備・改善や、交通機関の充実	18
公営住宅、グループホーム等生活の場の確保	21
災害時の避難誘導体制の整備	15
差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実	24
その他	8
無回答	11

7. 防犯・防災・交通対策

㊦ 防犯・防災・交通対策の推進

平成28年4月16日に起きた「熊本地震」は、自然災害の脅威と同時に、災害時における住民同士の助け合いの大切さを再認識させるものでした。

障がい者が地域で安心して生活を送るためには、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を地域住民と一体となって積極的に推進することが必要となります。

アンケート調査では、「避難する際の不安」と「避難所での不安」とする回答が約半数と多くっており、家族・親族が対応できない場合に不安を抱えている障がい者や家族が多いことがわかります。

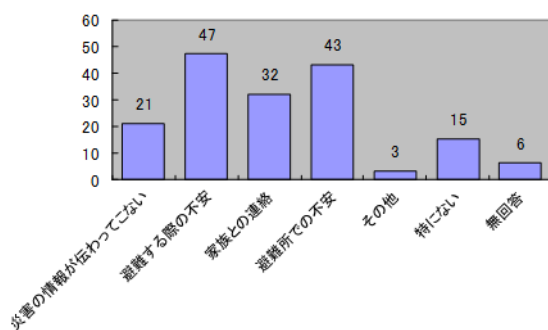
障がいの種別にかかわらず、災害への不安は大きく、地域で安心した生活を送るためには、日頃から地域住民と連携を密にした地域ぐるみの防犯・防災対策が必要であり、行政の防災分野はもとより、行政区長や民生委員、障害者互助会等様々な関係機関と連携し、協力を得ながら地域防災対策の充実を図ります。

また、障がい者の緊急時の対応については、日頃からその知識を身に付けられるような対策が必要なため、その一環としてパンフレットの配布や広報誌等による情報提供を図り、防災に関する知識の普及を進めます。

交通対策としては、道路整備はもとより交通マナーの向上に向けた広報啓発活動を関係機関の協力を得て促進します。

消費者トラブル対策としては、障がい者等が犯罪被害にあうことのないよう、民生委員・児童委員・行政等が連携し、地域での見守り活動や啓発活動を行い、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を図ります。

問35 あなたは、災害が起こった時に何が不安になると思いますか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
災害の情報が伝わってこない	21
避難する際の不安	47
家族との連絡	32
避難所での不安	43
その他	3
特になし	15
無回答	6

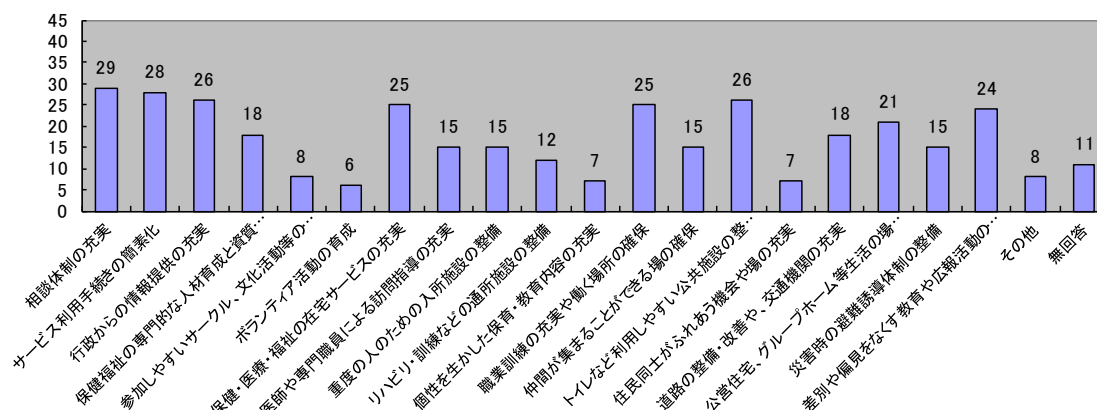
8. 行政サービス等における配慮

② 町職員等の障がい者理解の促進

平成26年1月に障害者権利条約が批准され、関連する国内法の整備も進む中で、我が国の障がい福祉施策は新たな展開を迎えており、行政機関の職員の意識向上が求められています。障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者の理解を促進するとともに、事務・事業にあたっては、障害者差別解消法に基づき障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

アンケート調査によると「暮らしよいまちづくりのために必要なこと」として「サービス利用手続きの簡素化」をあげる方が多くなっています。さまざまな行政手続きに携わる職員に対して、障がい者に関する理解を促進することにより、障がい者にとって利用しやすいように、行政手続の簡素化等の体制作りに努めます。

問41 あなたは、障がいのある方にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
相談体制の充実	29
サービス利用手続きの簡素化	28
行政からの情報提供の充実	26
保健福祉の専門的な人材育成と資質向上	18
参加しやすいサークル、文化活動等の充実	8
ボランティア活動の育成	6
保健・医療・福祉の在宅サービスの充実	25
医師や専門職員による訪問指導の充実	15
重度の人のための入所施設の整備	15
リハビリ・訓練などの通所施設の整備	12
個性を生かした保育・教育内容の充実	7
職業訓練の充実や働く場所の確保	25
仲間が集まることのできる場の確保	15
トイレなど利用しやすい公共施設の整備やバリアフリーに対応した施設に改善	26
住民同士がふれあう機会や場の充実	7
道路の整備・改善や、交通機関の充実	18
公営住宅、グループホーム等生活の場の確保	21
災害時の避難誘導体制の整備	15
差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実	24
その他	8
無回答	11

Ⅳ. 第 6 期 津奈木町障がい福祉計画

第 2 期 津奈木町障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画の基本方針について

1. 計画の基本理念について

津奈木町は、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者総合支援法の理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して障がい福祉計画を策定することとします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「地域共生社会」を実現するため、障がいの種別、程度を問わず、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が障害福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病など障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス等を一元的に提供していきます。

また、発達障がい者、高次機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所、入院等から地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 共生生活の実現に向けた取組み

地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供の確保を図るとともに、日常生活を営むために適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等関係機関との連携を図り、総合的な支援体制の構築に向けた取組みを計画的に推進していきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援においては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健や

かな育成を推進することが必要です。障がい児やその家族に対して、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障害児通所支援や障害児相談支援等について地域支援体制の構築を図ります。

また、乳幼児期における障がいの早期の気づき・早期療育に取り組み、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

加えて、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が、関係機関の支援が円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する場合に、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の提供体制の整備を進めます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組み

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。特に、障がい者が文化芸術を鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

2. 障害福祉サービス、相談支援及び障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保にあつては、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 町内で必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護介護及び重度障害者等包括支援、同行援護、行動援助等の種類があります。

しかしながら、事業者の主たる障がいの特定により、場合によっては受け入れが困難な場合もあります。

このことから、訪問系サービスの充実を図り、障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービスが提供できるよう体制の整備に努めます。

(2) 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

津奈木町には、障がい者施設がありませんが、施設を整備している近隣の水俣市や芦北町及び施設設置市町村等の協力を得ながら、希望する障がい者に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所等）を提供し、障がい者のニーズに応じたサービスの充実を図ります。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の推進と機能の充実

津奈木町には、障がい者施設がありませんが、共同生活援助（グループホーム）を整備している水俣市や芦北町及び施設設置市町村等の協力を得ながら、地域における住まいの場としての機能及び自立訓練事業等の推進により、施設入所や入院から地域生活への移行を進めます。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、希望する障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を持った拠点等の推進を図り、地域全体で支えるサービス提供体制の構築に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場が、拡大されるよう関係機関の協力を得ながら推進します。

(5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるように、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解・偏見を解消するための普及活動、相談機関及び医療機関の周知や自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要です。地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援に努めます。

(7) 相談支援体制の充実

津奈木町では、障がい者等が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、行政窓口、障がい者相談員、障がい者相談支援事業所などが連携し、障がい者等とその家族に対する総合的な支援ができるよう、地域における相談支援体制の構築を図ります。

また、圏域総合支援協議会等の場を活用し、関係機関との意見交換を通して、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行う場づくりを目指します。

(8) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児支援について、児童福祉法及び子ども・子育て支援法を踏まえ、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児およびその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めていきます。また、「津奈木町子ども・子育て支援事業計画」等の整合性を図りつつ、提供体制の確保に努めます。

また、障がい児の早期発見及び支援並びに健全な育成を図るため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図ります。

第2章 障害者福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する

成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、令和5年度を目標年度とする提供体制の確保に係る目標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ① 令和元年度末時点の施設入所者を基準として、令和5年度末での地域生活に移行する者の割合を6%以上とする。
- ② 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数から約1.6%以上削減する。

〈津奈木町の目標〉

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活に移行する者の数	1人	令和元年度末時点の施設入所者数(15人)の6%以上(1人)が令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とする。
施設入所者の減少数	1人	令和元年度末時点の施設入所者数(15人)の1.6%以上(1人)を令和5年度末までに削減することを目標とする。

※「施設入所者」…施設入所の支給決定を受け、町外の施設に入所している人を指します。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- ① 令和5年度において、精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
- ② 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上・65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ③ 令和5年度末における入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ④ 令和5年度末における入院後6か月時点の退院率を86%以上とする。
- ⑤ 令和5年度末における入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

〈津奈木町の目標〉

水俣芦北圏域障がい者総合支援協議会の地域移行定着部会において、地域での保健・医療・福祉党の関係者による協議会の場を設置しています。精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を推進するために、体制構築を図ります。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の 地域移行支援の利用者数（人/月）	1	1	1
精神障がい者の 地域定着支援の利用者数（人/月）	1	1	1
精神障がい者の 共同生活援助の利用者数（人/月）	1	1	1
精神障がい者の 自立生活援助の利用者数（人/月）	1	1	1
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	3	3	3
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数（人）	30	30	30
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

- ① 令和5年度までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

〈津奈木町の目標〉

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の設置	1箇所	水俣芦北圏域において、令和元年度に「面的整備型」で設置済。機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを目標とする。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ① 令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成。
(そのうち、就労移行支援は令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上、就労継続支援A型は概ね1.26倍以上・B型は概ね1.23倍以上とする。)
- ② 令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用。
- ③ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とする。

〈津奈木町の目標〉

項目	令和元 年度 (実績)	令和5 年度 (目標値)	考え方
就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数	0人	1人	就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍とする
就労移行支援のみ	0人	0人	うち、就労移行支援事業は令和元年度実績の1.30倍とする
就労継続支援A型のみ	0人	1人	うち、就労継続支援A型事業は令和元年度実績の1.26倍とする
就労継続支援B型のみ	0人	0人	うち、就労継続支援B型事業は令和元年度実績の1.23倍とする

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制整備等を推進するため、国の基本指針に基づき、令和5年度を目標年度とする提供体制の確保に係る目標を設定します。

国の基本指針

- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
- ② 令和5年度末までに、全市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ③ 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等サービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
- ④ 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。

〈津奈木町の目標〉

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	2箇所	水俣芦北圏域に2箇所設置済み。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2箇所	水俣芦北圏域に2箇所設置済み。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	水俣芦北圏域に1箇所設置済み。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	既存の地域療育ネットワーク会議や圏域総合支援協議会の場を活用し、水俣芦北圏域で今後検討。

6. 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、相談支援体制を充実・強化するため、国の基本指針に基づき、令和5年度を目標年度とする体制の確保に係る目標を設定します。

国の基本指針

令和5年度までに、市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

〈津奈木町の目標〉

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4件	4件	4件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件	4件	4件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回

7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し多くの事業者が参入している中で、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うために、市町村職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し検証することが必要です。そのため、国の基本指針に基づき、令和5年度を目標年度とする体制の構築に係る目標を設定します。

国の基本指針

令和5年度までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

〈津奈木町の目標〉

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1人	1人	1人
障害者総合支援審査支払等システムを活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
(有の場合)それに基づく実施回数	2回	2回	2回

8. 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要なため、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の充実を図ります。そのため、国の基本指針に基づき、令和5年度を目標年度とする支援体制に係る目標を設定します。

〈津奈木町の目標〉

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムの等の受講者数	2人	2人	2人
ペアレントメンターの数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	2人	2人	2人

第3章 障害者福祉サービス等及び障害児通所支援等に関するサービス

の見込量と確保方策

1. サービス体系について

障がい者への福祉サービスは、「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」、「児童福祉法による障害児通所支援・障害児相談支援」から構成されます。「障害福祉サービス」は「訪問系」「日中活動系」「居住系」のサービスがあり、障がい者が自分の希望するサービスを必要に応じて選択し、組み合わせて利用することができます。「地域生活支援事業」は、地域での生活をより円滑にするサービスになります。

障害福祉サービス等	(1) 訪問系サービス	①居宅介護
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障害者等包括支援
	(2) 日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練(機能訓練)
		③自立訓練(生活訓練)
		④就労移行支援
		⑤就労継続支援(A型)
		⑥就労継続支援(B型)
		⑦就労定着支援
		⑧療養介護
		⑨短期入所(福祉型・医療型)
	(3) 居住系サービス	①自立生活援助
		②共同生活援助
		③施設入所支援
	(4) 相談支援	①計画相談支援
		②地域移行支援
		③地域定着支援

障害福祉サービス等	(5)障がい児支援	①児童発達支援
		②医療型児童発達支援
		③居宅訪問型児童発達支援
		④放課後等デイサービス
		⑤保育所等訪問支援
		⑥障害児相談支援

地域生活支援事業	(1)必須事業	①理解促進研修・啓発事業
		②自発的活動支援事業
		③相談支援事業
		ア)障がい者相談支援事業
		イ)基幹相談支援センター強化事業
		ウ)住宅入居等支援事業(居住サポート支援事業)
		④成年後見制度利用支援事業
		⑤成年後見制度法人後見支援事業
		⑥意思疎通支援事業
		⑦手話奉仕員養成研修事業
		⑧日常生活用具給付等事業
		⑨移動支援事業
		⑩地域活動支援センター機能強化事業
	2. 任意事業	①生活サポート事業
		②日中一時支援
		③訪問入浴サービス事業
		④自動車運転免許取得・改造助成
		⑤巡回支援専門員整備

2. 障害福祉サービス及び障害児通所支援の見込量と確保方策

令和3年度から5年度までの各年度における障害福祉サービスの必要量を見込みます。

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容と見込量

訪問系 サービス種類	単位	サービス見込量			サービス内容
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	
居宅介護	利用量 (時間/月)	64	96	128	障がい者（児）のいる家庭に対して、ヘルパーを派遣し、身体介護や、家事援助を行います。
	利用者数 (人/月)	4	6	8	
重度訪問介護	利用量 (時間/月)	574	574	574	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時の移動介護を行います。
	利用者数 (人/月)	2	2	2	
同行援護	利用量 (時間/月)	23	23	23	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	利用者数 (人/月)	1	1	1	
行動援護	利用量 (時間/月)	23	23	23	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難がある人に、外出時の移動支援や、行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。
	利用者数 (人/月)	1	1	1	
重度障害者等 包括支援	利用量 (時間/月)	0	0	0	介護の必要性が最も高い人に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。（※熊本県では事業者なし）
	利用者数 (人/月)	0	0	0	

※「時間/月」＝月間のサービス提供時間 「人/月」＝月間の利用人数

② 見込量の確保のための方策

障がい者等が、自宅において介護等の日常生活上の支援や外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、在宅サービス提供体制の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの内容と見込量

日中活動系 サービス種別	単位	サービス見込量			サービス内容
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	
生活介護	利用量 (人日／月)	572	682	792	常に介護を必要とする状態で障害程度区分が3以上ある人、または、年齢が50歳以上で障害程度区分2以上である人に対して、主に日中に障がい者施設等で行われる入浴等の介護や、創作的活動、生産活動の機会等を提供します。
	利用者数 (人／月)	26	31	36	
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日／月)	44	44	44	自立した日常生活や、社会生活が送れるよう一定期間、身体機能・生活能力向上のために必要な機能訓練を身体に障がいがある人に行います。
	利用者数 (人／月)	2	2	2	
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日／月)	44	66	88	自立した日常生活や、社会生活が送れるように一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を知的障がい・精神障がいのある人に行います。
	利用者数 (人／月)	2	33	4	
就労移行支援	利用量 (人日／月)	44	44	44	就労を希望する65歳未満の人に就労に必要な知識や能力向上のための訓練や職場実習等を、一定期間の支援計画に基づき行います。
	利用者数 (人／月)	2	2	2	
就労継続支援 (A型)	利用量 (人日／月)	154	198	242	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識・能力向上のため訓練を行います。
	利用者数 (人／月)	7	9	11	
就労継続支援 (B型)	利用量 (人日／月)	550	660	770	企業等や就労継続A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用が困難となった人、就労移行支援を利用したが企業や就労継続A型の雇用に結びつかなかった人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力向上のために必要な訓練を行います。
	利用者数 (人／月)	25	30	35	

就労定着支援	利用者数 (人/月)	1	1	1	一般就労に移行した障がい者に対し、相談をとおり就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供するサービスです。 ※平成 30 年 4 月 1 日施行
療養介護	利用者数 (人/月)	9	10	11	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を要し、①障害程度区分 6 で気管切開を行っている障がい者、②障害程度区分 5 以上である筋ジストロフィー患者又は、重度障がい者を対象に医療機関で、機能訓練や、療養上の管理、介護、日常生活上の援助等を行います。
短期入所 (福祉型)	利用量 (人日/月)	30	50	70	自宅で介護を行う人が、病気の場合や社会的理由等により障がいのある人を介護できない場合、障がい者支援施設やその他の施設で短期間の入所により入浴等の介護を行います。
	利用者数 (人/月)	3	5	7	
短期入所 (医療型)	利用量 (人日/月)	10	10	10	
	利用者数 (人/月)	1	1	1	

※「人日/月」＝「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」 「人/月」＝月間の利用人数

② 見込量の確保のための方策

- ・自立支援協議会等の活用や各障害福祉サービス事業所との連携のもと、特に必要とされるサービスの提供体制を整えます。また、就労系サービスについては、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。
- ・地域生活支援拠点等を活用し、緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障がいがある人の短期入所の利用の円滑化を図ります。また、相談支援専門員を中心に、事業所及び関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

① サービスの内容と見込量

居住系 サービス種別	単位	サービス見込量			サービス内容
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	
自立生活援助	利用者数 (人/月)	1	1	1	定期的な巡回訪問や随時の電話相談等により、日常生活に課題はないか、体調に変化はないか等を確認し、アドバイスなどを行い、地域生活を支援します。 ※平成30年4月1日施行
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	11	13	15	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者・精神障がい者に対して、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	利用者数 (人/月)	14	14	14	介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練又は、就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

※「人/月」＝月間の利用人数

② 見込量の確保のための方策

住み慣れた地域で暮らし続けるように、共同生活援助(グループホーム)希望者等を把握し、支援の充実を図ります。

(4) 相談支援

① サービスの内容と見込量

種別	単位	サービス見込量			サービス内容
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	
計画相談支援	利用者数 (人/月)	11	13	15	支給決定を受けた障がいのある人等が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、心身状況や置かれている環境、障害福祉サービス利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス利用計画を作成します。
地域移行支援	利用者数 (人/月)	1	2	3	障害者支援施設又は精神科病院へ入所・入院している障がい者を対象として、相談支援事業所が、地域移行支援計画を策定し地域定着支援も行うことで、住居の確保支援や地域生活の定着支援を図ります。
地域定着支援	利用者数 (人/月)	1	2	3	

※「人/月」＝月間の利用人数

② 見込量の確保のための方策

圏域障がい者総合支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携の強化、事業の効率化や 担い手の確保など相談員のスキルアップに努めます。

(5)障害児通所支援

① サービスの内容と見込量

障がい児支援 サービス種別	単位	サービス見込量			サービス内容
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	
児童発達支援	利用量 (人日/月)	35	45	60	就学していない障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団活動への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	利用者数 (人/月)	7	9	12	
医療型 児童発達支援	利用量 (人日/月)	10	20	30	就学していない肢体不自由がある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練、その他必要な支援を行います。
	利用者数 (人/月)	1	2	3	
放課後等 デイサービス	利用量 (人日/月)	114	150	180	就学している障がいのある児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。
	利用者数 (人/月)	19	25	30	
保育所等 訪問支援	利用量 (人日/月)	3	4	5	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童を対象に、専門職員が保育所等を訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等を行います。
	利用者数 (人/月)	3	4	5	
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (人日/月)	5	10	15	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障害のある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。
	利用者数 (人/月)	1	2	3	
障害児 相談支援	利用者数 (人/月)	9	13	16	障害児通所支援を利用している障がい児に対し、利用に際して支援目標等を定める障害児支援利用計画を作成し、利用開始後一定期ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

※「人日/月」＝「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」 「人/月」＝月間の利用人数

② 見込量の確保のための方策

- ・水俣芦北圏域地域療育ネットワーク会議等の活用や各児童福祉サービス事業所との連携のもと、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。
- ・児童発達支援や放課後等デイサービスについては、利用実績及び児童数が増加傾向にあることから、発達障がい児への早期支援体制の確保の観点から、サービス提供体制の確保に努めます。

(6)医療的ケア児コーディネーターの配置

医療的ケア児が、地域で安心して暮らしていけるようにするために、関連分野の支援を総合調整する医療的ケア児コーディネーターを配置し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

項 目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの 配置人数	圏域での配置	2人	2人	2人

3. 地域生活支援事業の見込量について

障がい者が地域での自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。

(1) 必須事業

事業名	事業見込量			事業内容
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	
理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	有	有	有	障がい者等が、日常生活及び社会生活をするうえで生じる差別や偏見をなくするため、研修・啓発を通じて町民への働きかけを強化することにより、障がい者等への理解を深め、共生社会の実現を目的として実施します。
自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	有	有	有	障がい者等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することを目的に実施します。
相談支援事業				
障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	障がい者が抱える問題に対して、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、サービスの利用支援を行います。 本事業は、1市2町の広域事業とし、三障がい各専門相談事業所に委託して行います。 相談各事業の広報活動等を積極的に行い周知徹底することにより利用者の増加が見込まれます。
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	無	有	有	相談支援事業と組み合わせて専門的能力を持った職員を配置することによる相談支援事業の強化を図ります。
基幹相談支援センター等 機能強化事業 ※実施の有無を記載	無	有	有	
住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	3人	3人	3人	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者・精神障がい者の方に対し支援し権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	有	有	有	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することを目的とします。

事業名	事業見込量			事業内容
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	
意思疎通支援事業				聴覚・言語・音声機能等の障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳等の派遣等を行い意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込件数を記載	1 件	1 件	1 件	
手話通訳者設置事業 ※実利用見込者数を記載	0 人	0 人	0 人	
手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込者（登録見込者数）を記載	1 人	1 人	1 人	聴覚・音声機能又は言語機能障がい者との意思疎通を円滑に行うために必要とされている手話奉仕員養成のため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術、表現の取得を目指した講座を開講します。
日常生活用具給付事業 ※給付等見込件数を記載				重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。
介護・訓練支援用具	1 件	1 件	1 件	特殊マット・特殊寝台等、障がい者（児）の身体介護を支援する用具等で利用者及び介護者が容易に使用でき実用性があるもの。
自立生活支援用具	3 件	3 件	3 件	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の障がい者の自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき実用性があるもの。
在宅療養棟支援用具	3 件	3 件	3 件	電気式たん吸引器や盲人体温計等、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	3 件	3 件	3 件	点字器や人口喉頭等の障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排泄管理支援用具	120件	130件	140件	ストマ用装具などの障がい者（児）の排泄管理を支援する衛生用品。
居宅生活活動補助用具 （住宅改修費）	1 件	1 件	1 件	障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業				身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児の屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行い、地域での自立生活支援・社会参加を図ります。
実利用見込者数	1人	1人	1人	
延べ利用見込時間数	60時間	60時間	60時間	
地域活動支援センター				この事業は広域事業とし、1市2町で行い、障がい者等に創作活動や生産活動の提供や社会参加の場としての地域活動センターの機能を充実させることにより地域生活支援を促進し、障がい者の方の社会参加の機会が増えるように努めます。
実施見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	
実利用見込者数	70人	80人	90人	

(2)任意事業

事業名	事業見込量			事業内容
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	
生活サポート事業				介護給付決定者以外の方について、日常生活に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域で自立氏ら生活の推進を図ります。
実施見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	
利用見込者数	1人	1人	1人	
日中一時支援事業				障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を行います。
実施見込箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	
利用見込者数	5人	5人	5人	
訪問入浴サービス事業				身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
実施見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	
利用見込者数	1人	1人	1人	
(社会参加促進事業) 自動車改造・自動車運転免許 取得支援事業				身体・知的・精神障がい者に対して自動車免許の取得及び、自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより障がい者の社会参加の促進を図ります。
自動車改造見込数	1人	1人	1人	
自動車運転免許取得者見込数	1人	1人	1人	
巡回支援専門員整備事業 ※実施見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子供や親が集まる施設等を巡回し、相談支援等を行います。

第4章 計画の推進体制について

1. サービス利用支援体制

(1) 関係機関や市内関係部局との連携

- ① 町の障がい者各団体及び郡市の障がい者団体、町内関係機関及び医療機関や保健所等との連携や、当事者、家族との意見交換を行いながら計画の推進に努めます。
- ② 町の福祉・保健分野の連携だけでなく、教育・住宅・交通・防災等関係部局との連携を相互に図りながら計画を推進します。
- ③ 地域の障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関などの関係者で構成する「地域総合支援協議会」を水俣・芦北圏域で設置しネットワークの構築と、障がい者プランの具体化に向けた協議を行います。

(2) サービスの質の向上と人材育成

- ① サービスの質の向上のため、障害福祉サービスに関わる人材育成に関して県やその他関係機関との連携を深めながら推進していきます。

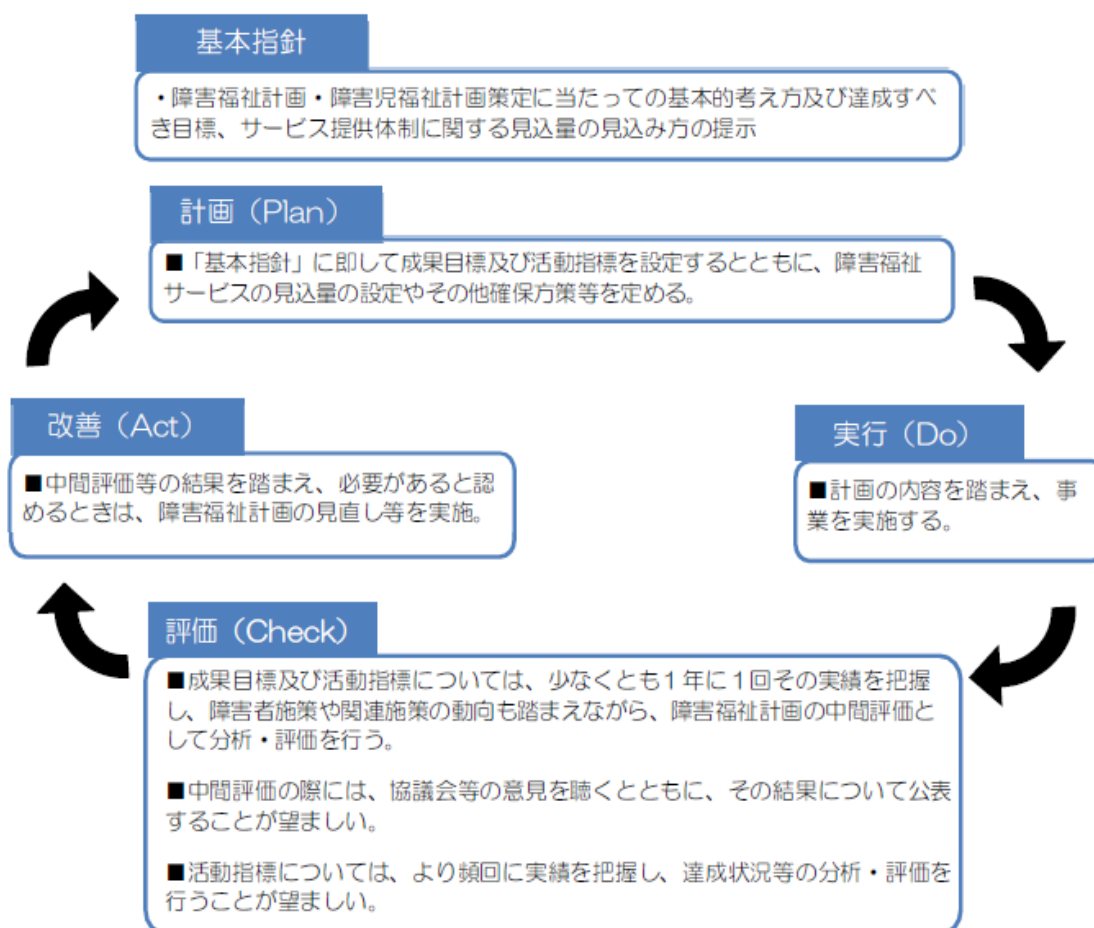
2. 計画の進捗管理

(1) 計画の評価・見直し

計画に定める事項については、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

本計画の推進上の問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障害福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価を行い、見直しを行うなど、PDCAサイクルの考え方に基づき本計画の円滑な運用を図ります。

【本計画のPDCAサイクルイメージ図】



第5章 第5期津奈木町障がい福祉計画及び第1期津奈木町障がい

児福祉計画の進捗状況

1. 成果目標について

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【津奈木町の目標】

- ① 平成28年度末時点の施設入所者数（15人）の9%以上（2人）が令和2年度末までに地域生活へ移行する。
- ② 平成28年度末時点の施設入所者数（15人）の2%以上（1人）を令和2年度末までに削減する。

【進捗状況】

H28 年度末時点の入所者数（A）	R2 年度末時点の入所者数（見込）（B）	削減見込（A－B）	地域生活移行者数
15人	15人	0人	0人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【津奈木町の目標】

介護保険担当者等と連携し、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を令和2年度までに設置する。

【進捗状況】

R2 年度末時点での整備状況	未設置
----------------	-----

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【津奈木町の目標】

水俣芦北圏域において、令和2年度末までに障がい者の地域での生活を支援する拠点を少なくとも1か所整備する。

【進捗状況】

R2 年度末時点での整備数	1か所
---------------	-----

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【津奈木町の目標】

- ① 平成28年度における一般就労への移行実績（0人）の1.5倍以上（1人）増加。
- ② 平成28年度末時点における就労移行支援利用者（2人）の2割以上増加（5人）。

- ③ 就労定着支援事業の利用を開始した時点から１年以上の職場定着率１００％（Ｒ１年度、Ｒ２年度いずれも１人）

一般就労への移行		就労支援事業の利用者数		就労定着支援事業の利用者数	
Ｈ２８年度	Ｒ２年度 (見込)	Ｈ２８年度	Ｒ２年度 (見込)	Ｒ１年度	Ｒ２年度 (見込)
０人	０人	２人	０人	０人	０人

（５）障害児支援の提供体制の整備等

【津奈木町の目標】

- ① 令和２年度末までに、児童発達支援センターを水俣芦北圏域に１か所以上設置。
- ② 令和２年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築。
- ③ 令和２年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を水俣芦北圏域に１か所以上設置。
- ④ 医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関連携を図るための協議の場を水俣芦北圏域で設置。

【進捗状況】

項 目	Ｒ２年度末の設置数
児童発達支援センターの設置	２か所（圏域で設置）
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	２か所（圏域で設置）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	１か所（圏域で設置）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	１か所（圏域で設置）

2. 障害福祉サービス等の進捗状況について

(1) 訪問系サービス

種 類	単 位	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 見込
居宅介護	利用量（時間/月）	138	61	184	42	230	17
	利用者数（人/月）	6	3	8	3	10	2
重度訪問 介護	利用量（時間/月）	578	266	578	265	578	287
	利用者数（人/月）	2	1	2	1	2	1
同行援護	利用量（時間/月）	23	0	23	0	23	0
	利用者数（人/月）	1	0	1	0	1	0
行動援護	利用量（時間/月）	23	0	23	0	23	0
	利用者数（人/月）	1	0	1	0	1	0

(2) 日中活動系サービス

種 類	単 位	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 見込
生活介護	利用量（人日/月）	616	372	726	375	836	363
	利用者数（人/月）	28	22	33	21	38	21
自立訓練 （機能訓練）	利用量（人日/月）	22	0	22	0	22	0
	利用者数（人/月）	1	0	1	0	1	0
自立訓練 （生活訓練）	利用量（人日/月）	88	85	110	116	136	24
	利用者数（人/月）	4	4	5	5	6	2
就労移行支 援	利用量（人日/月）	44	0	66	0	110	0
	利用者数（人/月）	2	0	3	0	5	0
就労継続支 援A型	利用量（人日/月）	242	137	286	64	374	65
	利用者数（人/月）	11	7	13	3	17	3

就労継続支援B型	利用量（人日/月）	484	318	594	322	748	336
	利用者数（人/月）	22	18	27	17	34	18
就労定着支援	利用者数（人/月）	1	0	1	0	1	0
療養介護	利用者数（人/月）	9	8	10	8	11	8
短期入所（福祉型）	利用量（人日/月）	30	2	50	0	70	1
	利用者数（人/月）	3	1	5	0	7	1
短期入所（医療型）	利用量（時間/月）	10	0	10	0	10	0
	利用者数（人/月）	1	0	1	0	1	0

（３）居住系サービス

種 類	単 位	平成３０年度		令和１年度		令和２年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 見込
自立生活援助	利用者数（人/月）	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	利用者数（人/月）	14	11	16	9	18	9
施設入所支援	利用者数（人/月）	14	14	14	14	14	15

（４）相談支援

種 類	単 位	平成３０年度		令和１年度		令和２年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 見込
計画相談支援	利用者数（人/月）	9	10	10	9	11	11
地域移行支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	2	0
地域定着支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	2	0

(5) 障がい児支援

種 類	単 位	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 見込
児童発達支援	利用量（人日/月）	20	4	30	26	45	16
	利用者数（人/月）	4	2	6	7	9	5
医療型児童発達支援	利用量（人日/月）	5	0	5	0	5	0
	利用者数（人/月）	1	0	1	0	1	0
放課後等デイサービス	利用量（人日/月）	130	37	190	42	240	59
	利用者数（人/月）	13	6	19	7	24	13
保育所等訪問支援	利用量（人日/月）	2	0	3	0	4	1
	利用者数（人/月）	2	0	3	0	4	1
居宅訪問型児童発達支援	利用量（人日/月）	5	0	10	0	15	0
	利用者数（人/月）	1	0	2	0	3	0
障害児相談支援	利用者数（人/月）	2	2	3	4	4	5
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	利用者数（人/月）	2	2	2	2	2	2

V. 資料

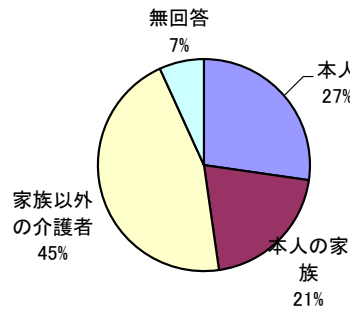
津 奈 木 町 ア ン ケ ー ト 集 計 結 果

1. 障がい者アンケート調査結果数

調査対象者	令和2年12月1日現在、障害福祉サービスを利用している町民52名	
調査期間	令和2年12月18日～令和3年1月20日	
回収結果	配布数：52件	回収数：44件
	回収率：84.6%	

サンプル総数 44

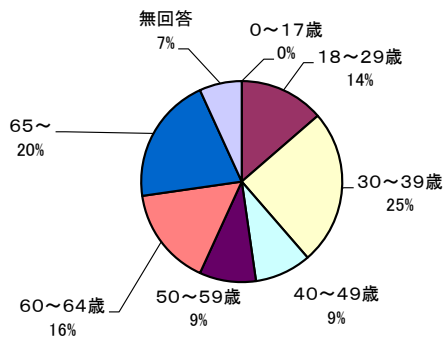
問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ)



回答項目	回答数
本人	12
本人の家族	9
家族以外の介護者	20
無回答	3

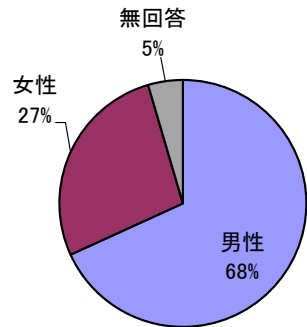
あなた(障がい者ご本人)の性別・年齢・ご家族などについてお聞きます。

問2 あなたの年齢をお答えください。(令和2年12月1日現在)



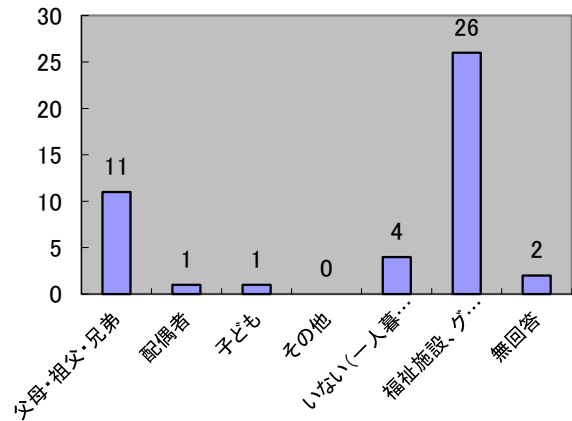
回答項目	回答数
0～17歳	0
18～29歳	6
30～39歳	11
40～49歳	4
50～59歳	4
60～64歳	7
65～	9
無回答	3

問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)



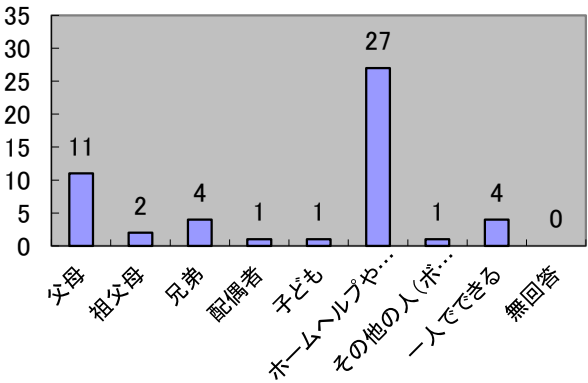
回答項目	回答数
男性	30
女性	12
無回答	2

問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
父母・祖父・兄弟	11
配偶者	1
子ども	1
その他	0
いない(一人暮らし)	4
福祉施設、グループホーム	26
無回答	2

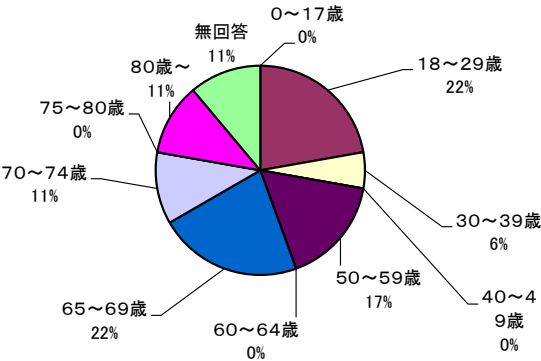
問5 日頃あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
父母	11
祖父母	2
兄弟	4
配偶者	1
子ども	1
ホームヘルプや施設職員	27
その他の人(ボランティア等)	1
一人のできる	4
無回答	0

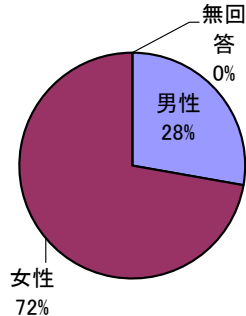
問6 【問5で「1～4」を答えた方】
あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

① 年齢(令和2年12月1日現在)



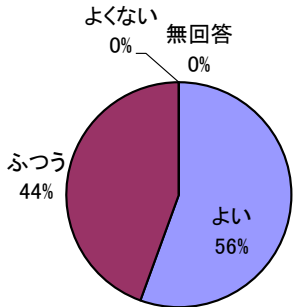
回答項目	回答数
0～17歳	0
18～29歳	4
30～39歳	1
40～49歳	0
50～59歳	3
60～64歳	0
65～69歳	4
70～74歳	2
75～80歳	0
80歳～	2
無回答	2

②性別(○は1つだけ)



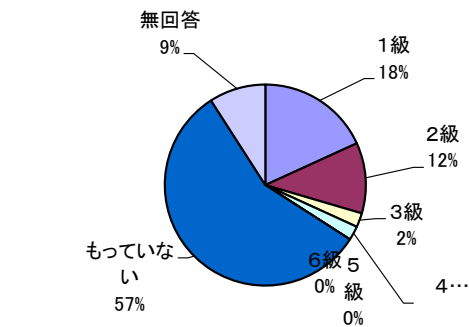
回答項目	回答数
男性	5
女性	13
無回答	0

③健康状態(○は1つだけ)



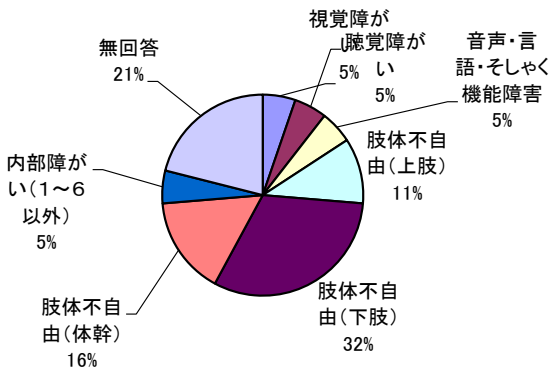
回答項目	回答数
よい	10
ふつう	8
よくない	0
無回答	0

あなたの障がいの状況についてお聞(き)きします。
問7 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)



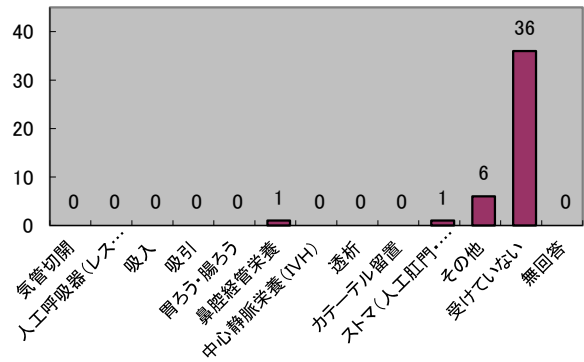
回答項目	回答数
1級	8
2級	5
3級	1
4級	1
5級	0
6級	0
もっていない	25
無回答	4

問8 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。(○は1つだけ)



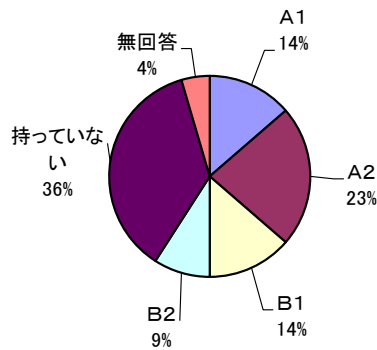
回答項目	回答数
視覚障がい	1
聴覚障がい	1
音声・言語・そしゃく機能障害	1
肢体不自由(上肢)	2
肢体不自由(下肢)	6
肢体不自由(体幹)	3
内部障がい(1～6以外)	1
無回答	4

問9 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)



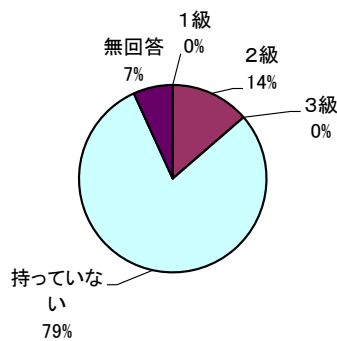
回答項目	回答数
気管切開	0
人工呼吸器(レスピレーター)	0
吸入	0
吸引	0
胃ろう・腸ろう	0
鼻腔経管栄養	1
中心静脈栄養(IVH)	0
透析	0
カテーテル留置	0
ストマ(人工肛門・人工膀胱)	1
その他	6
受けていない	36
無回答	0

問10 あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)



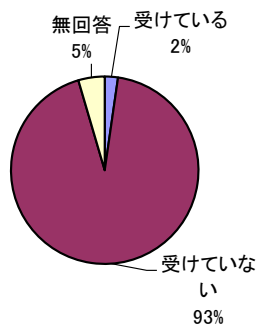
回答項目	回答数
A1	6
A2	10
B1	6
B2	4
持っていない	16
無回答	2

問11 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)



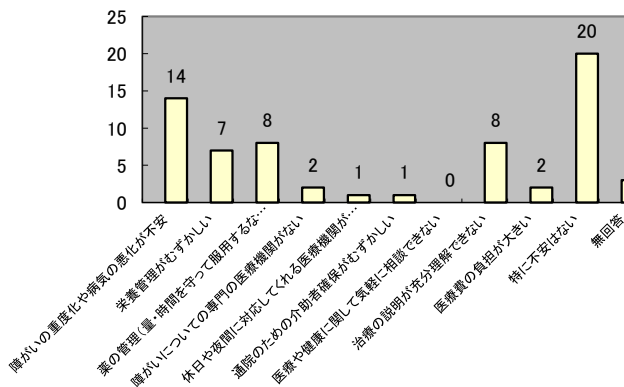
回答項目	回答数
1級	0
2級	6
3級	0
持っていない	35
無回答	3

問12 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(○は1つだけ)
※難病特定疾患とは、治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいいます。



回答項目	回答数
受けている	1
受けていない	41
無回答	2

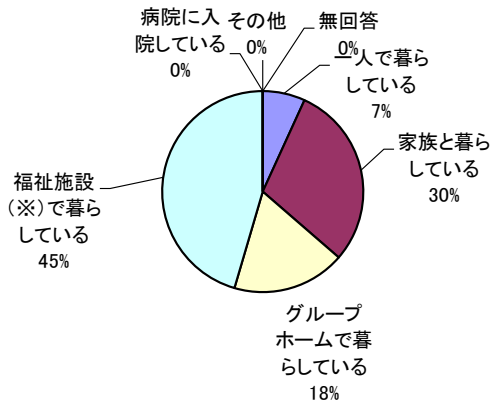
問13 あなたが、ご自身の健康や医療について、不安や困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
障がいの重度化や病気の悪化が不安	14
栄養管理がむずかしい	7
薬の管理(量・時間を守って服用するなど)がむずかしい	8
障がいについての専門の医療機関がない	2
休日や夜間に対応してくれる医療機関がない	1
通院のための介助者確保がむずかしい	1
医療や健康に関して気軽に相談できない	0
治療の説明が充分理解できない	8
医療費の負担が大きい	2
特に不安はない	20
無回答	3

住まいや暮らしについてお聞きます

問14 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

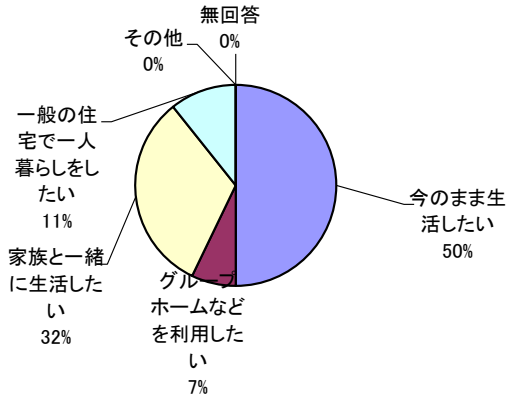


回答項目	回答数
一人で暮らしている	3
家族と暮らしている	13
グループホームで暮らしている	8
福祉施設(※)で暮らしている	20
病院に入院している	0
その他	0
無回答	0

(※)福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)

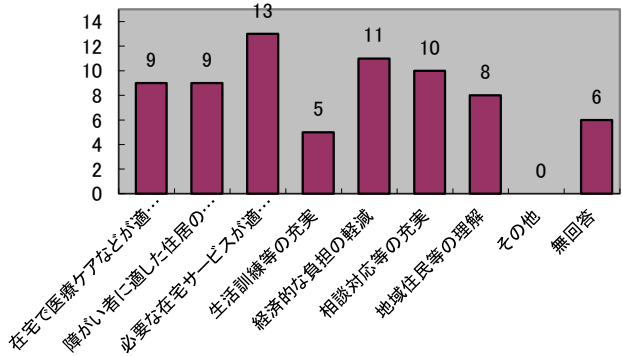
問15 【問15及び問16は、問14で3. 4. 5. を選択した場合にお答えください。】

あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。(○は1つだけ)



回答項目	回答数
今のまま生活したい	14
グループホームなどを利用したい	2
家族と一緒に生活したい	9
一般の住宅で一人暮らしをしたい	3
その他	0
無回答	0

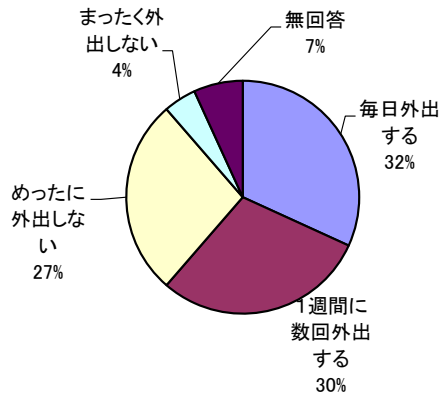
問16 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
在宅で医療ケアなどが適切に利用できること	9
障がい者に適した住居の確保	9
必要な在宅サービスが適切に利用できること	13
生活訓練等の充実	5
経済的な負担の軽減	11
相談対応等の充実	10
地域住民等の理解	8
その他	0
無回答	6

日中活動や就労についてお聞(き)きします。

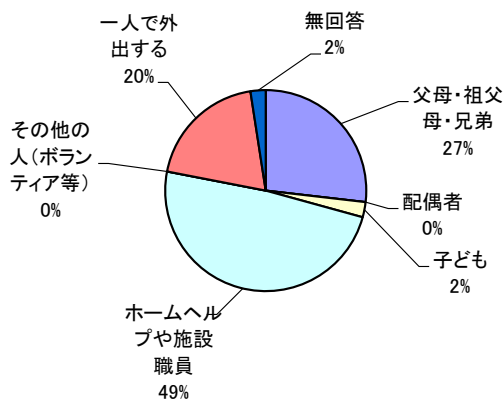
問17 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)



回答項目	回答数
毎日外出する	14
1週間に数回外出する	13
めったに外出しない	12
まったく外出しない	2
無回答	3

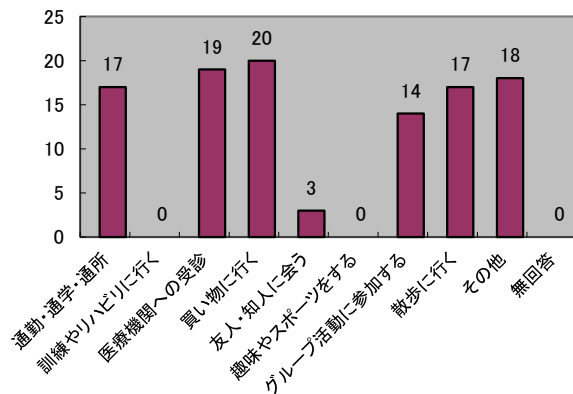
問18 【問18から問20は、問17で、「4」以外を選択した場合にお答えください。】

あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)



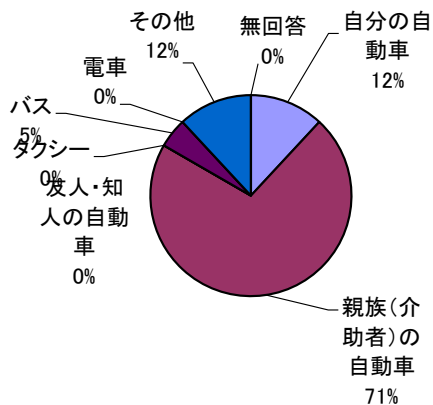
回答項目	回答数
父母・祖父母・兄弟	11
配偶者	0
子ども	1
ホームヘルプや施設職員	20
その他の人(ボランティア等)	0
一人で外出する	8
無回答	1

問19 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



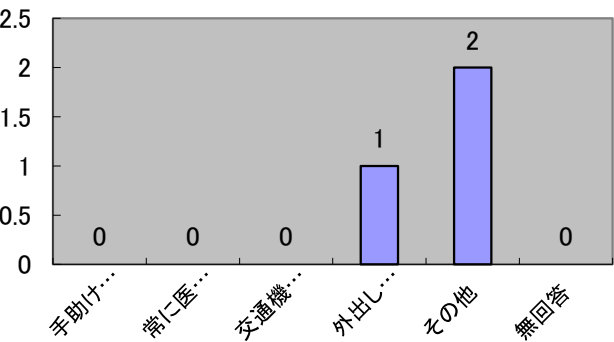
回答項目	回答数
通勤・通学・通所	17
訓練やリハビリに行く	0
医療機関への受診	19
買い物に行く	20
友人・知人に会う	3
趣味やスポーツをする	0
グループ活動に参加する	14
散歩に行く	17
その他	18
無回答	0

問20 あなたが外出する際に一番よく使う交通手段はどれですか。(○は1つだけ)



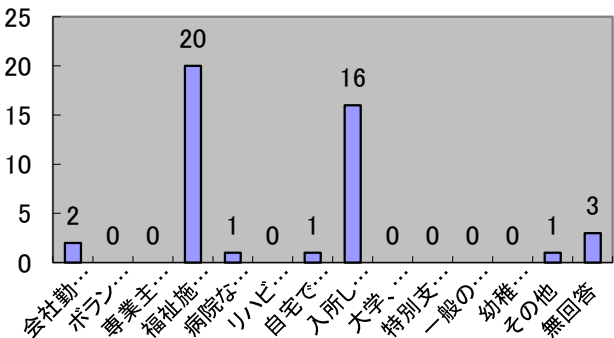
回答項目	回答数
自分の自動車	5
親族(介助者)の自動車	30
友人・知人の自動車	0
タクシー	0
バス	2
電車	0
その他	5
無回答	0

問21 問21は、問17で「4」を選択した場合にお答えください。
あなたが「ほとんど外出しない」理由をお答えください。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
手助けしてくれる人がいない	0
常に医療的な処置が必要	0
交通機関が利用しにくい	0
外出したくない、必要がない	1
その他	2
無回答	0

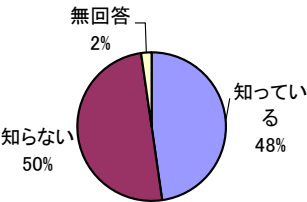
問22 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)



回答項目	回答数
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	2
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	0
専業主婦(主夫)をしている	0
福祉施設、作業所等(※)に通っている	20
病院などのデイケアに通っている	1
リハビリテーションを受けている	0
自宅で過ごしている	1
入所している施設や病院等で過ごしている	16
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0
特別支援学校(小中高等部)に通っている	0
一般の高校、小中学校に通っている	0
幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	0
その他	1
無回答	3

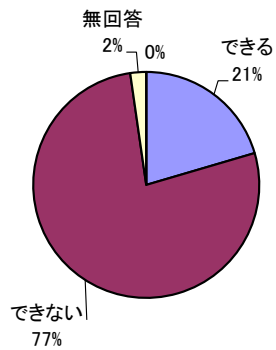
(※)就労継続支援A型、B型も含む

災害時の避難等についてお聞きます。
問23 あなたは、災害が発生したときの避難場所を知っていますか。(○は1つだけ)



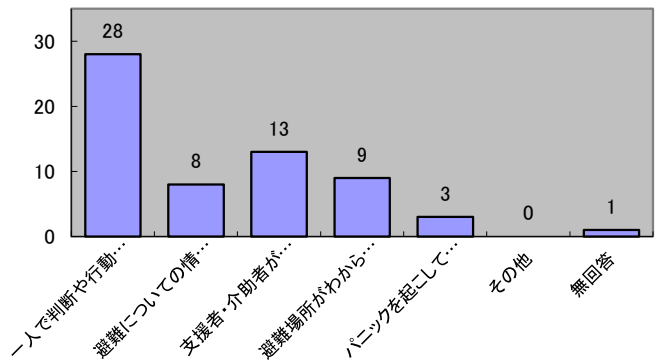
回答項目	回答数
知っている	21
知らない	22
無回答	1

問24 あなたは、台風や地震等の災害時にひとりで避難できますか。(○は1つだけ)



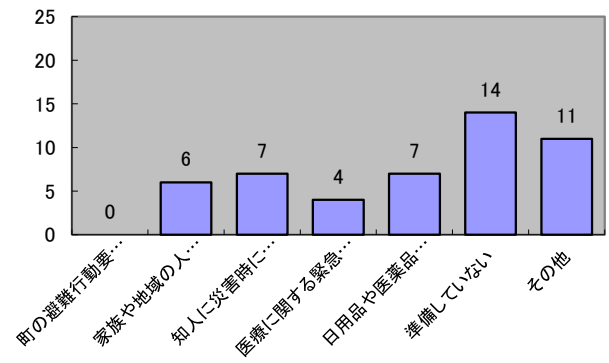
回答項目	回答数
できる	9
できない	34
無回答	1

問25 問24で(2)と答えた方におたずねします。避難できない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



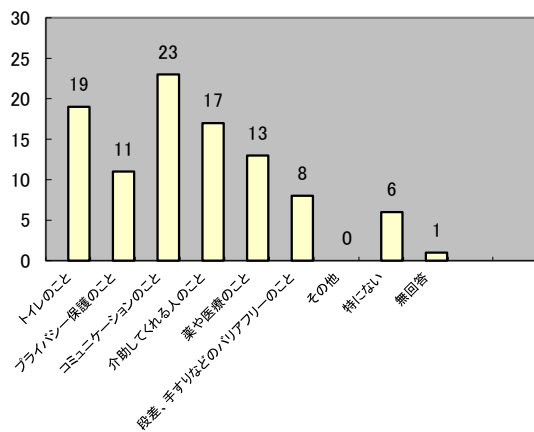
回答項目	回答数
一人で判断や行動することが難しい	28
避難についての情報が把握できない	8
支援者・介助者がいないと移動できない	13
避難場所がわからない	9
パニックを起こしてしまう	3
その他	0
無回答	1

問26 災害時の対策で行っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
町の避難行動要支援者制度に登録している	0
家族や地域の人などと避難方法を決めている	6
知人に災害時に手助けを頼んでいる	7
医療に関する緊急時の対応について医療機関等と相談して決めている	4
日用品や医薬品などの防災グッズを安全な場所に保管しており、すぐ持ち出せる	7
準備していない	14
その他	11
無回答	2

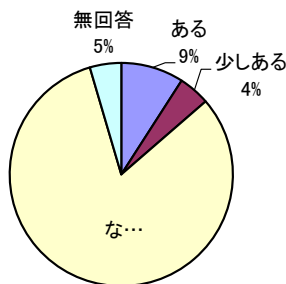
問27 避難所などで困られると思われること何ですか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
トイレのこと	19
プライバシー保護のこと	11
コミュニケーションのこと	23
介助してくれる人のこと	17
薬や医療のこと	13
段差、手すりなどのバリアフリーのこと	8
その他	0
特にない	6
無回答	1

権利擁護についてお聞きします。

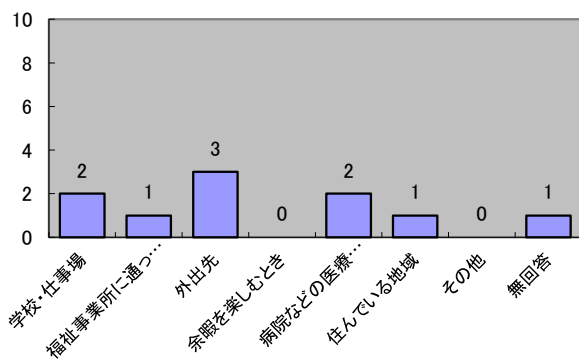
問28 あなたは、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)



回答項目	回答数
ある	4
少しある	2
ない	36
無回答	2

問29 【問29は、問28で、「1」又は「2」と回答された方にお聞きします。】

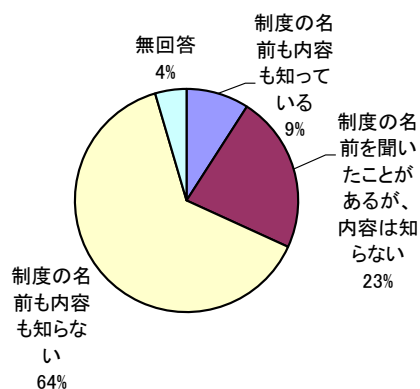
どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
学校・仕事場	2
福祉事業所に通っているとき	1
外出先	3
余暇を楽しむとき	0
病院などの医療機関	2
住んでいる地域	1
その他	0
無回答	1

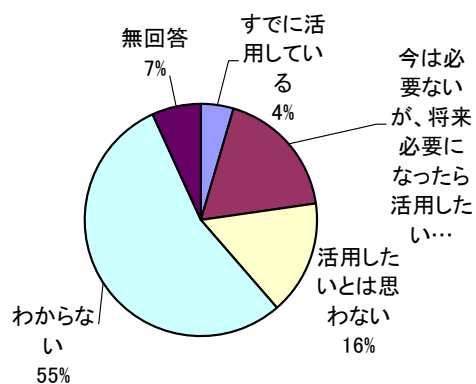
問30 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

※成年後見制度とは、財産管理や契約をする際、判断するのが困難な人を保護し支援する制度です。



回答項目	回答数
制度の名前も内容も知っている	4
制度の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	10
制度の名前も内容も知らない	28
無回答	2

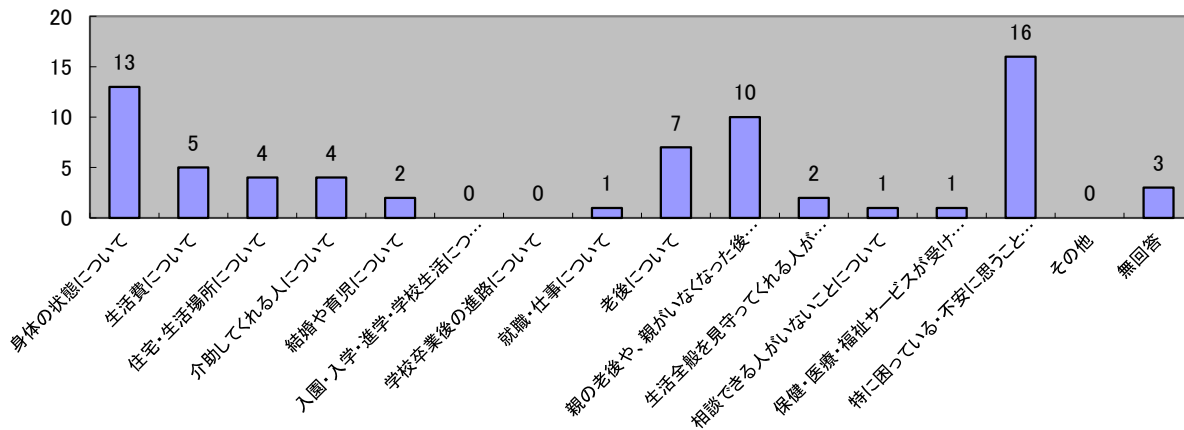
問31 あなたは、成年後見制度を活用したいと思いますか。(○は1つだけ)



回答項目	回答数
すでに活用している	2
今は必要ないが、将来必要になったら活用したい	8
活用したいとは思わない	7
わからない	24
無回答	3

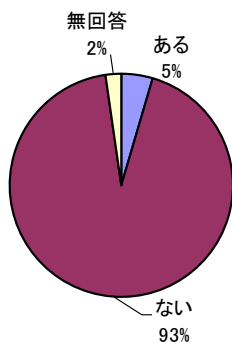
日常生活における不安や悩みについて

問32 あなたは、現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)



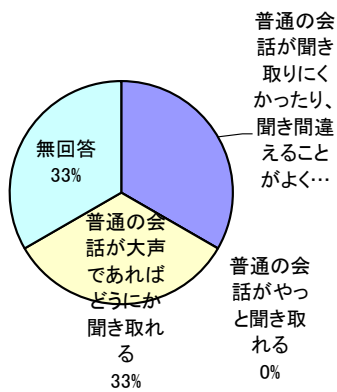
回答項目	回答数
身体の状態について	13
生活費について	5
住宅・生活場所について	4
介助してくれる人について	4
結婚や育児について	2
入園・入学・進学・学校生活について	0
学校卒業後の進路について	0
就職・仕事について	1
老後について	7
親の老後や、親がいなくなった後のことについて	10
生活全般を見守ってくれる人がいないことについて	2
相談できる人がいないことについて	1
保健・医療・福祉サービスを受けられないことについて	1
特に困っている・不安に思うことはない	16
その他	0
無回答	3

問33 あなたは生活の中で(聞こえ)について、気になることや相談したいことがありますか。
(○は1つだけ)



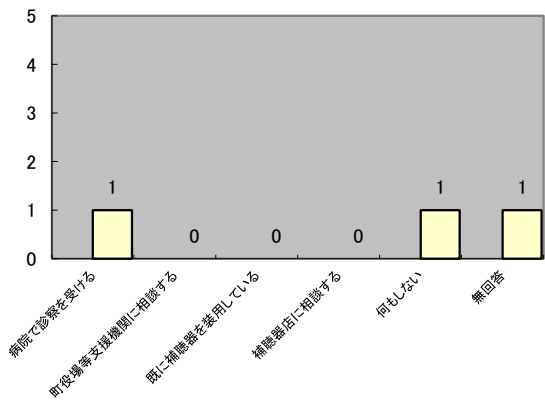
回答項目	回答数
ある	2
ない	41
無回答	1

問34 問34及び問35は問33において「1」と回答した方にお聞きします。
今の「聞こえ」はどのくらいの程度ですか。



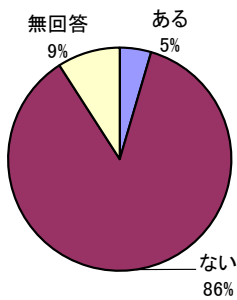
回答項目	回答数
普通の話が聞き取りにくかったり、聞き間違	1
普通の話がやっと聞き取れる	0
普通の話が大声であればどうにか聞き取れる	1
無回答	1

問35 生活の中で「聞こえ」について、気になる事や相談したいことがあった場合、どのように対応しますか。
(あてはまるものすべてに○)



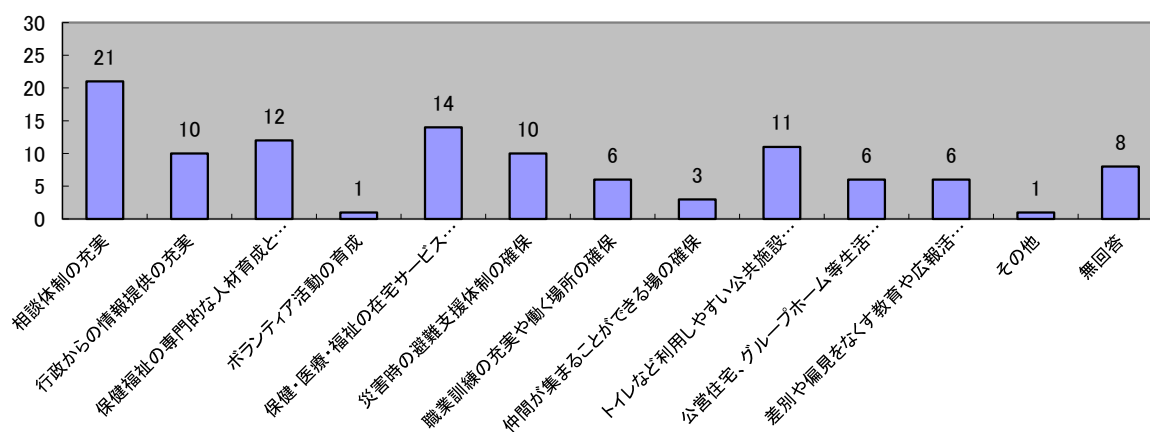
回答項目	回答数
病院で診察を受ける	1
町役場等支援機関に相談する	0
既に補聴器を装用している	0
補聴器店に相談する	0
何もしない	1
無回答	1

問36 あなたは生活の中で(聞こえ)について、気になることや相談してことがありますか。
(○は1つだけ)



回答項目	回答数
ある	2
ない	38
無回答	4

問37 あなたは、障がいのある方にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
相談体制の充実	21
行政からの情報提供の充実	10
保健福祉の専門的な人材育成と資質向上	12
ボランティア活動の育成	1
保健・医療・福祉の在宅サービスの充実	14
災害時の避難支援体制の確保	10
職業訓練の充実や働く場所の確保	6
仲間が集まることができる場の確保	3
トイレなど利用しやすい公共施設の整備	11
公営住宅、グループホーム等生活の場の確保	6
差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実	6
その他	1
無回答	8

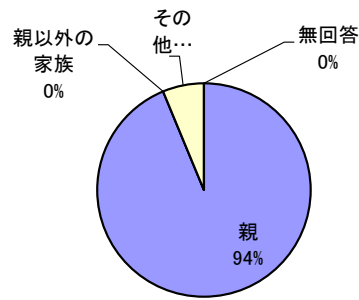
津 奈 木 町 ア ン ケ ー ト 集 計 結 果

2. 子どもの発達・発育に関するアンケート

調査対象者	令和2年12月1日現在、児童発達支援等を利用している児童・生徒の保護者19名	
調査期間	令和2年12月18日～令和3年1月20日	
回収結果	配布数：19件	回収数：44件
	回収率：84.2%	

サンプル総数 16

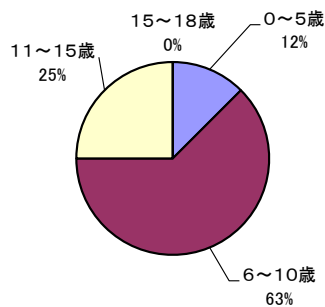
問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ)



回答項目	回答数
親	15
親以外の家族	0
その他	1
無回答	0

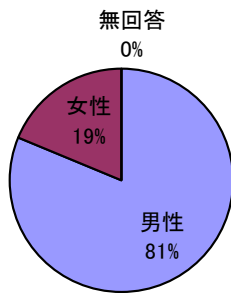
これ以降、「ご本人」とは、宛名のお子さまのことです。

問2 ご本人の年齢をお答えください。(令和2年12月1日現在)



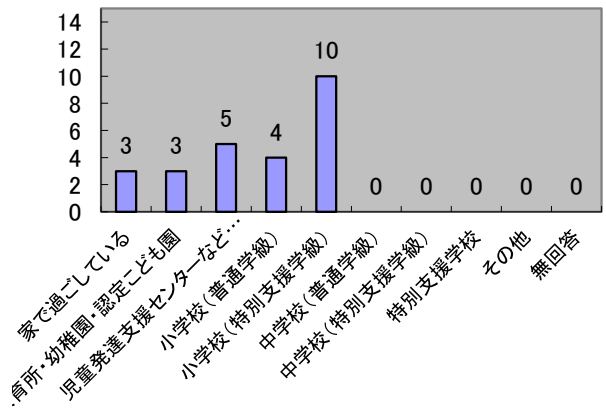
回答項目	回答数
0~5歳	2
6~10歳	10
11~15歳	4
15~18歳	0

問3 ご本人の性別をお答えください。(○は1つだけ)



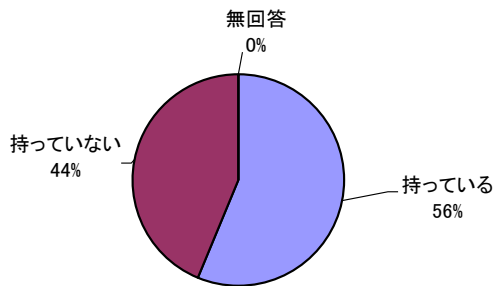
回答項目	回答数
男性	13
女性	3
無回答	0

問4 ご本人は、平日の日中をどこで過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
家で過ごしている	3
保育所・幼稚園・認定こども園	3
児童発達支援センターなどの福祉施設	5
小学校(普通学級)	4
小学校(特別支援学級)	10
中学校(普通学級)	0
中学校(特別支援学級)	0
特別支援学校	0
その他	0
無回答	0

問5 ご本人は障がい者手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

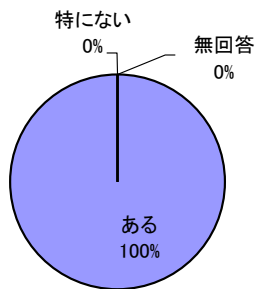


※

回答項目	回答数
※ 持っている	9
※ 持っていない	7
※ 無回答	0

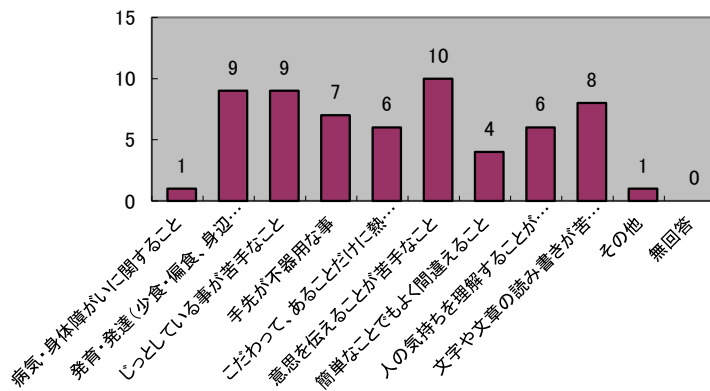
※身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のこと

問6 ご本人の発育・発達に関することで、気になることはありますか。(〇は1つだけ)



回答項目	回答数
ある	16
特にない	0
無回答	0

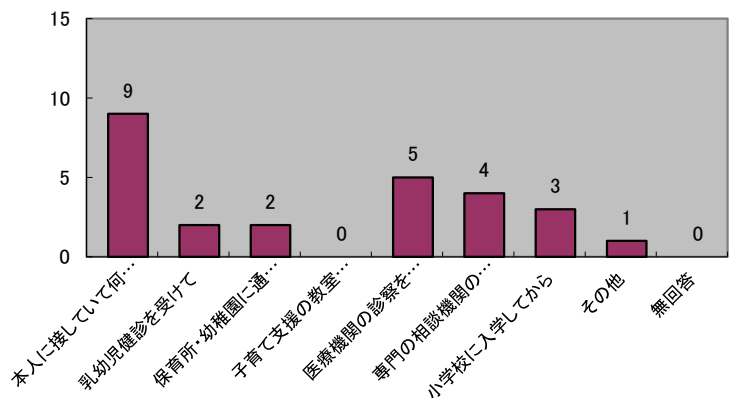
問7 問7～8は、問6で「1. ある」と答えた方にお聞きします。
どのような事が気になりますか。(あてはまるものすべてに〇)



回答項目	回答数
病気・身体障がいに関すること	1
発育・発達(少食・偏食、身辺自立、歩行や発語が遅いなど)に関すること	9
じっとしている事が苦手なこと	9
手先が不器用な事	7
こだわって、あることだけに熱中すること	6
意思を伝えることが苦手なこと	10
簡単なことでもよく間違えること	4
人の気持ちを理解することが苦手なこと	6
文字や文章の読み書きが苦手なこと	8
その他	1
無回答	0

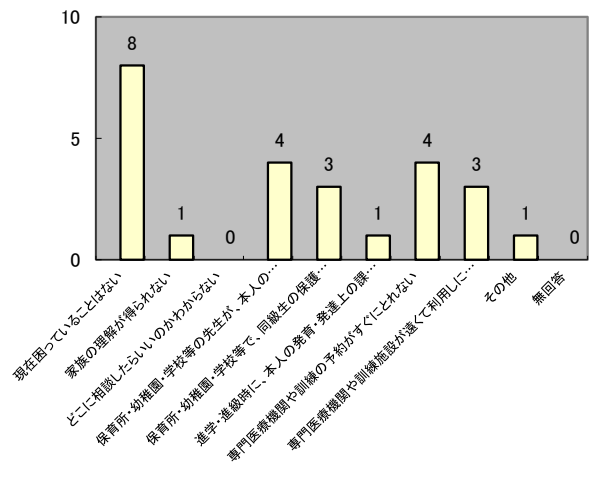
その他 ・感覚過敏による困った行動。トイレを流しながらない等
・排尿排便コントロール

問8 気付いたきっかけは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
本人に接して何となく	9
乳幼児健診を受けて	2
保育所・幼稚園に通い始めて	2
子育て支援の教室に参加して	0
医療機関の診察を受けて	5
専門の相談機関の相談を受けて	4
小学校に入学してから	3
その他	1
無回答	0

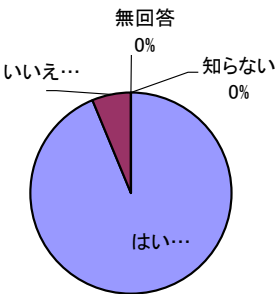
問9 ご本人の発育・発達に関する相談、専門医療機関・訓練施設に関する相談、現在困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
現在困っていることはない	8
家族の理解が得られない	1
どこに相談したらいいのかわからない	0
保育所・幼稚園・学校等の先生が、本人の言動等について理解が得られない	4
保育所・幼稚園・学校等で、同級生の保護者の理解が得られない	3
進学・進級時に、本人の発育・発達上の課題が申し伝えられていない	1
専門医療機関や訓練の予約がすぐにとれない	4
専門医療機関や訓練施設が遠くて利用しにくい	3
その他	1
無回答	0

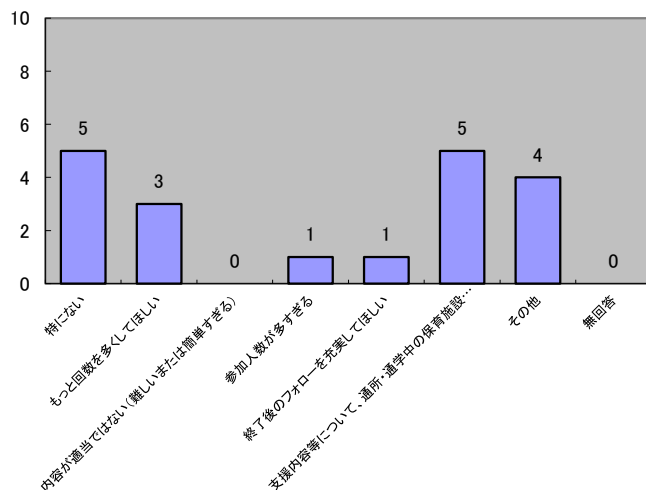
問10 ご本人は、継続的な通所サービスとして、児童発達支援または放課後等デイサービスを利用されたことはありますか。(○は1つだけ)

※児童発達支援や放課後等デイサービスは、発達に不安のある子どもを預かり、専門のスタッフが療育や発達支援のサービスを行うものです。



回答項目	回答数
はい	15
いいえ	1
知らない	0
無回答	0

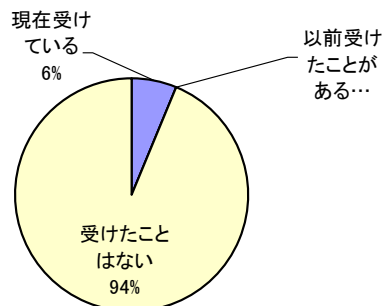
問11 問10で「1. はい」と答えた方にお聞きます。
利用した感想や、ご要望があれば教えてください。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
特になし	5
もっと回数を多くしてほしい	3
内容が適当ではない(難しいまたは簡単すぎる)	0
参加人数が多すぎる	1
終了後のフォローを充実してほしい	1
支援内容等について、通所・通学中の保育施設と共有してほしい	5
その他	4
無回答	0

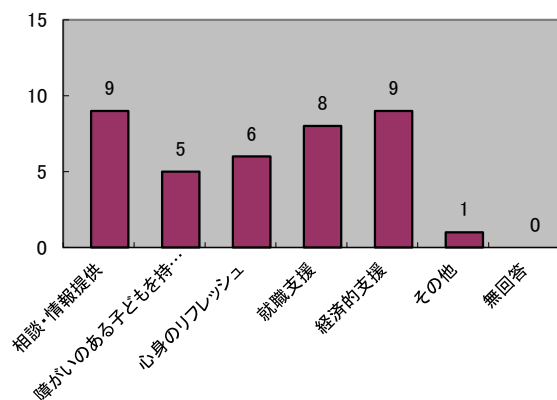
- その他
- ・個別課題を多くしてほしい
 - ・30分くらいしか利用していないが料金がみんな一緒。
 - ・強制感が強い
 - ・宿題のフォローをもっとしてほしい

問12 ご本人は、経管栄養、吸引、吸入、人工呼吸、導尿などの「医療的ケア」を受けていますか。(○は1つだけ)



回答項目	回答数
現在受けている	1
以前受けたことがある	0
受けたことはない	15

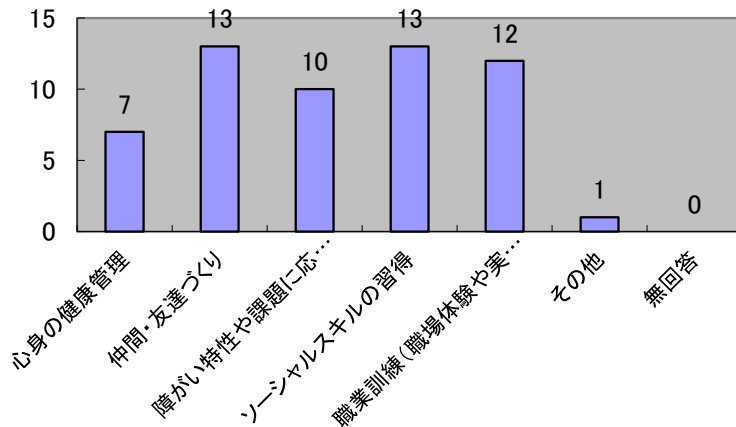
問13 ご本人を主にサポートしている保護者の方が支援してほしいことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
相談・情報提供	9
障がいのある子どもを持つ家	5
心身のリフレッシュ	6
就職支援	8
経済的支援	9
その他	1
無回答	0

- その他
- ・学習の支援

問14 ご本人が学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

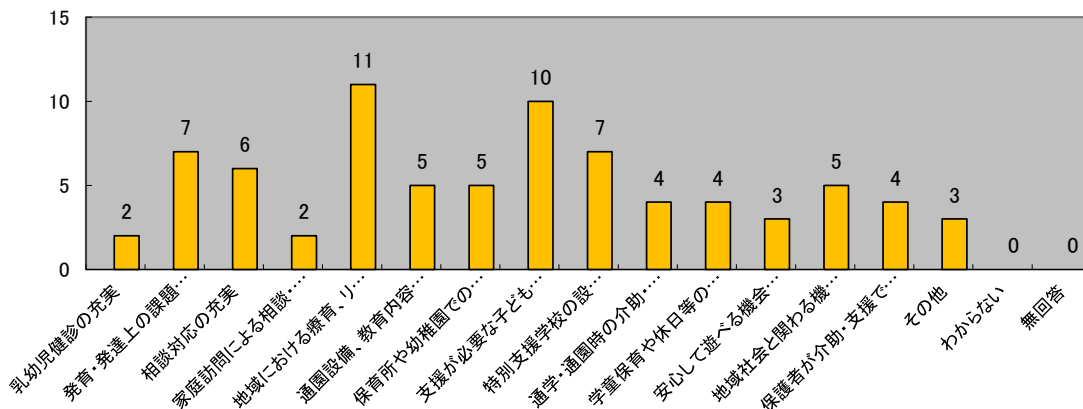


回答項目	回答数
心身の健康管理	7
仲間・友達づくり	13
障がい特性や課題に応じた学習支援	10
ソーシャルスキルの習得	13
職業訓練(職場体験や実習等)	12
その他	1
無回答	0

※ソーシャルスキルとは日常生活で円滑な人間関係を保つスキルのことです。

その他
・支援が受けられる住居が必要
・本人の特性を周囲に理解してもらえるような体制づくり

問15 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)



回答項目	回答数
乳幼児健診の充実	2
発育・発達上の課題の早期発見・診断	7
相談対応の充実	6
家庭訪問による相談・指導	2
地域における療育、リハビリテーション体制	11
通園設備、教育内容等の充実	5
保育所や幼稚園での発達支援の充実	5
支援が必要な子どもの小・中学校、高校での教育機会の拡充	10
特別支援学校の設備・教育内容等の充実	7
通学・通園時の介助・付き添い	4
学童保育や休日等の居場所づくり	4
安心して遊べる機会や場の確保	3
地域社会と関わる機会や環境づくり	5
保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助	4
その他	3
わからない	0
無回答	0

その他
・親が子供の障害を受け止め適切に療育できるように支える社会の実現
・軽度の子供達への理解

問16 最後に、発育・発達に関する支援などについて、ご意見、ご要望などを自由にお書きください。

学校の先生や放課後等デイサービスの先生方には本当に感謝している。人一倍手のかかる子の親は「いつも恐縮している」ような気がする。「親をねぎらい励ます人の存在」が制度の中に組み込まれていくような社会になってほしい。育児について具体的継続的に教えてもらえる「親の学校」のようなものがあると心強い。
わからない事や気になる事も相談にのってもらえる。丁寧に関わってもらえて安心でき
他の子と比べ手がかかるのは明らかで親の負担が多い。その中で学校等から協力を得られるのは微力でもっとサポートがあれば親は助かる。放課後、学童に預けるのも心配。放課後等デイも多くて週数回。他の日は親元へ帰宅するので特に母親の負担が大きい。フルで働くのも難しい。親と学校のみでもっと広いコミュニティーにも属させたい。
特別支援学級の担任の先生だけではなく定期的に他の先生方にも理解してもらえるように、特性を持った子供達の勉強会をしてほしい。
小学1年生です。担任の先生がとても関わってもらい安心して学校に通わせることができている。特に個性を大事にしてもらい小さなことでも褒めてもらえる。2年生でも子供のことを理解してくれ伸ばしてくれる先生が担当であれば助かる。